

官報

号外

平成十九年十一月六日

○第百六十八回 衆議院會議録 第九号

平成十九年十一月六日(火曜日)

議事日程 第八号

平成十九年十一月六日

午後一時開議

- 第一 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案(第百六十六回国会、内閣提出、参議院送付)
- 第二 銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

永年在職の議員藤井裕久君、柳澤伯夫君及び川崎二郎君に対し、院議をもって功労を表彰することとし、表彰文は議長に一任すること(議長発議)

日程第一 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案(第百六十六回国会、内閣提出、参議院送付)

日程第二 銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時三十分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

永年在職議員の表彰の件

○議長(河野洋平君) お諮りいたします。

国会議員として、また、本院議員として在職二十五年に達せられました藤井裕久君、柳澤伯夫君及び川崎二郎君に対し、先例により、院議をもってその功労を表彰いたしたいと存じます。

表彰文は議長に一任されたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、そのとおり決まりました。

これより表彰文を順次朗読いたします。

議員藤井裕久君は国会議員として在職すること二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた

よつて衆議院は君が永年の功労を多とし特に院議をもってこれを表彰する

〔拍手〕

議員柳澤伯夫君は衆議院議員に当選すること八回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた

よつて衆議院は君が永年の功労を多とし特に院議をもってこれを表彰する

〔拍手〕

議員川崎二郎君は衆議院議員に当選すること八回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた

よつて衆議院は君が永年の功労を多とし特に院議をもってこれを表彰する

〔拍手〕

この贈呈方は議長において取り計らいます。

○議長(河野洋平君) この際、ただいま表彰を受けられました議員諸君の登壇を求めます。

〔被表彰議員登壇、拍手〕

○議長(河野洋平君) 表彰を受けられました議員諸君を代表して、柳澤伯夫君から発言を求められております。これを許します。柳澤伯夫君。

○柳澤伯夫君 ただいま、私も三名、院議により在職二十五年の表彰の栄に浴しました。

三者協議の上、私、代表してごあいさつ申し上げます。このことになりました。

まず、この榮譽はひとえに郷里選挙区の皆さん、国会の先輩同僚各位及び友人知己の御指導、御支援のたまものでありまして、ここに深く感謝を申し上げます。また、家族及び事務所の者に対しまして、お許しをいただき、この場から感謝させていただきます。(拍手)

私は、国会議員としてまず農政に携わりました。平成二年度全国の新規学卒就農者が二千人を割り込みました。このショックから「新農政」の策定が始まり、私も党政調農林部会長としてこれに参画いたしました。その後、この延長線上で農業基本法の改正、食料・農業・農村計画の策定へ

と進展を見ているのであります。しかし、私は当時、農地についても土壌・水利・気象等の諸条件、権利関係、利用状況等の情報を一元的にデータベース化することを提案いたしました。これが実現できませんでした。今日の農村のスプロール状況や損なわれた景観を見るにつけ、私は大きな悔いを覚えております。

同じく党にあつて私は、平成七年以降約三年間、行政改革の仕事に携わりました。先輩責任者の御指導のもと、行政事務を企画立案と執行に二分し、企画立案担当官に高度の専門家、実務家の取り込みを、また、執行には独立行政法人化による民間的手法の導入を提唱いたしました。現行制度に規定された任期付採用制度や分掌官制は専門家等の受け皿のつもりでありましたが、いまだに本格的活用を見るに至っておりません。独法の制度では、その運営に民間並みの自由度を与える一方、公共性、効率性の担保は目標設定と実施計画によるものとしたしました。イギリスのエンジニア導入時に責任者だったヘーゼルタイン副首相は、「的確な目標設定こそ制度の核心であり、これを担当する大臣は疲労こんぱいする。」と述懐しておりました。運営費交付金の漸減やトップへの民間人起用は独法が制度的に想定したものではありません。企画立案の抜本的な質の向上と執行の民間並みの効率化という行革の当初目的に照らしますと、いまだなすべきことがなされていないと悔やまれます。

最後に、今日の社会を見ますと、男性と女性、教師と学生、医師と患者、保険機関と被保険者、犯罪者と被害者、差別する者と差別される者などの関係について現状の変更を促す主張が広く聞かれるところであります。私は、うかつにも最近に至つて、このような変更の主張を近代批判あるい

はポストモダンと言われる一つの思想的な立場からとらえる考え方のあることを学びました。この変更の求めに対応してどのような制度改革を行っていくかは今後の課題であります。私は個人としても、本年一月のみずからの不適切な発言について、この思想的立場を理解していれば、より注意深くあったらうと悔やむのであります。

昔、ある内科医師がみずからの誤診率を分析、公表したことがありました。まだ失敗学が世に出ない時期であり、私は深く感銘を受けました。そのことも念頭にありまして、私はここに私の政治活動を振り返り、悔やまれることを三つに絞って申し上げます。

以上を申し上げます、お礼の言葉にかえさせていただきます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 本日表彰を受けられました他の議員諸君のあいさつにつきましては、これを会議録に掲載することといたします。

藤井 裕久君のあいさつ

この度、国会議員在職二十五年に当り、院議をもって表彰していただき、感慨一入のものをあり、身に余る光栄に存じます。

思えば、昭和五十二年参議院全国区で当選させていた。以来、その来し方を振り返れば、いま私があるのは、多くの先輩、同僚の御指導、御鞭撻の賜であり、地元神奈川を始めとする方々の暖かい友情の支えであることをしみじみと感じます。

私が生を得た一月前、時の犬養総理大臣が凶弾に倒れました。いわゆる五・一五事件です。先人が営々として築いた政党政治は、この時をもって瓦解し、わが国が誤った道をひた走

り走り出した時でもありました。小学六年から中学一年にかけて、日本の戦艦機がアメリカのB-29爆撃機に体当たりを敢行したのを直下から目撃し、東京大空襲では、隣家まで焼失し、幾多の友を失ったことなどきのうのこのように思い出されます。私は防空壕の中で、もしこゝで生を全うすることができたなら、このような事態を二度とくり返してはならないと幼い胸に固く誓いました。

私の政治の原点は平和です。平和なくして、経済の繁栄も、社会保障の充実もありません。民主党のなかに近現代歴史調査会を組織し、明治以来の歴史を正しく理解し、これからの政治のあり方を学ぶ場としたのも、この趣旨に基づくものであります。

私は、この二十五年間に、衆、参両院の大蔵委員長、大蔵政務次官、大蔵大臣を務めていただき、日本経済、税財政の健全な姿を実現させるべく、自分なりに全力を尽くして参りました。残念ながら現在の状況は、これに応えられる姿になっていません。社会不安を醸成する大きな原因にもなっていることも否めません。私はその責任の一端の重さを強く認識しており、今後とも私のできる中でその再建に尽くす覚悟であります。

いまの政治の沈滞は、事実上の一党体制からきていることを、多くの方が肌で感じておられます。民主主義、二大政党体制の母国イギリスの歴史家アクトン卿は、「権力は腐敗しやすい、絶対権力は絶対腐敗する」と言っています。私は、日本の政治の健全な発展のためには二大政党的体制を築くことが不可欠であるとの信念の下に行動し、皆様方の御厚情にお報いし

たいと念じております。
最後に、苦勞をかけた家族、事務所スタッフの皆さんに感謝し、お礼のことばとさせていただきます。

川崎 二郎君のあいさつ

本日、院議をもちまして永年在職議員の表彰をしていただきましたこと誠にありがとうございます。

祖父川崎克、父川崎秀二に次いで永年在職議員として表彰をいただきましたこと、特に私の父が三十五年在職の七日前に亡くなり、特別の計らいで二十四年一ヶ月の表彰をいただいただけに感激の極みであります。同時に、倒れた父の意志を継ぐとした「初心を忘れず」を改めて決意する次第です。これもひとえに郷土三重県の皆様のご支援のお陰であり、心から厚く御礼申し上げます。

祖父川崎克は尾崎行雄先生のご指導により大正四年(一九一五年)国政に参画させていただきました。私も多くの先輩、同僚各位のご指導を賜りました。お陰で今日を迎えることができました。ここに重ねて御礼申し上げます。

三代で三四回の総選挙を戦う中で五回の敗戦を経験致しました。敗れたときに励まして下さった人の心の暖かさを改めて感じ、その力をバネに今日まで国政に参画させていただいて参りました。

私は昭和二二年に生まれた「団塊の世代」の一人です。我々の成長とともに日本経済は大きく発展してきました。高校生の時に「東京オリンピック」、大学生の時に「大阪万博」を経験し高度成長の中を歩いてきました。私は大学を出ると電機メーカーに就職しましたが、当時は家電

ブーム、トランジスタ・カラーテレビ・ルームクーラー・全自動洗濯機・大型冷蔵庫が開発され、営業所の売り上げも毎年三〇%アップの時代でした。我々が生産者として懸命に働くとともに、消費者として購買力を年々増大していく時代でした。

しかし、我々が子育てを終え一服した頃より、「バブルの崩壊」と同時に極端な低成長時代を迎えることとなりました。

「団塊の世代」が六〇歳を越えつつある中、「世界一の長寿社会」と「少子高齢化」という二つの課題を抱え、日本の社会は岐路を迎えつつあります。国際社会も大きな変化の時を迎えています。アメリカ一極集中から「EU」の拡大とユーロの安定、「中国」の大きな台頭を中心とするアジア経済の拡大、「エネルギー」を中心としたロシアの復権、「中近東情勢」の更なる混乱と、一〇年前と大きく変わりつつあります。

こうした内外の課題を抱える中、政治家が日本の将来の為に間違いない判断ができるかが問われています。明日の為に、今すべき努力を遅らせてはなりません。

「団塊の世代」の政治家として次の世代へのバトンタッチがしっかりとできるよう最大の努力を決意し、御礼の言葉と致します。ありがとうございます。

日程第一 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案(参議院送付)
会、内閣提出(参議院送付)

○議長(河野洋平君) 日程第一、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長茂木敏充君。

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(茂木敏充君登壇)

○茂木敏充君 ただいま議題となりました社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、社会福祉士及び介護福祉士の資質の確保及び向上を図るため、これらの資格の取得方法の見直し等を行うとするもので、その主な内容は、

第一に、介護福祉士の業務を「心身の状況に応じた介護」に改めるなど、両福祉士の定義規定を見直すこと、

第二に、福祉サービス関係者との連携について新たな規定をするなど、両福祉士の義務規定を見直すこと、

第三に、介護福祉士の資格取得について、一定の教育プロセスを経た後に国家試験を受験する方法に一元化することとし、養成施設の卒業者については、当分の間、准介護福祉士とすること等であります。

本案は、第百六十六回国会に提出され、去る四月二十七日参議院において修正議決の上、本院に送付され、継続審査となっていたものであります。

今国会においては、去る十一月二日質疑を行い、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

ります。なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第二、銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長中野清君。

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(中野清君登壇)

○中野清君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における銃器を使用した犯罪の続発により、国民生活に重大な脅威が生じていること等の状況にかんがみ、けん銃等を使用した凶悪

犯罪等を抑止するため、罰則の強化等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、組織的なけん銃等の発射について、無期もしくは五年以上の有期懲役または無期もしくは五年以上の有期懲役及び三千万円以下の罰金を科す等所要の罰則を整備することとするものであります。

第二に、けん銃等の不法所持について、その数が二以上であるときは、一年以上十五年以下の懲役を科することとするものであります。

第三に、けん銃等の輸入等について、営利目的の輸入罪の法定刑のうち懲役に併科される罰金の上限を一千万円から三千万円に引き上げるなどの罰則の強化を行うこととするものであります。

第四に、許可を受けた銃砲の発射制限違反等及び銃砲の営利目的による無許可製造等について罰則の強化を行うほか、所要の規定の整備を行うこととするものであります。

本案は、去る十月三十日本委員会に付託され、翌三十一日泉国家公安委員会委員長から提案理由の説明を聴取いたしました。次いで、十一月二日質疑を行い、質疑終局後、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付けられました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十八分散会

出席国務大臣

厚生労働大臣 舩添 要一君
国 務 大 臣 泉 信也君

○議長の報告

(報告書受領)

一、去る二日、内閣から次の報告書を受領した。
少子化社会対策基本法第九条の規定に基づく「平成十八年度少子化の状況及び少子化への対処施策の概況」に関する報告
(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

遠藤 武彦君 飯島 夕雁君

河本 三郎君 北川 知克君

飯島 夕雁君 遠藤 武彦君

北川 知克君 河本 三郎君

外務委員

辞任

補欠

田中真紀子君 川内 博史君

[illegible]

(議案付託)

一、昨五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

総務委員会 付託

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

法務委員会 付託

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

以上二件 法務委員会 付託

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

安全保障委員会 付託

(議案送付)

一、去る二日、予備審査のため次の本院議員提案案を参議院に送付した。

身体障害者補助大法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

一、去る二日、参議院に送付した本院提案案は次のとおりである。

身体障害者補助大法の一部を改正する法律案

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る二日、参議院に送付した内閣提案案は次のとおりである。

気象業務法の一部を改正する法律案

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五

条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案

電気用品安全法の一部を改正する法律案

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

温泉法の一部を改正する法律案

一、昨五日、予備審査のため次の本院議員提案案を参議院に送付した。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律案(大村秀章君外六名提出)

(質問書提出)

一、去る二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

イラク帰還自衛隊員の自殺に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)

我が国の海上自衛隊による補給活動の詳細に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

社会保険庁職員の賞与返還に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、昨五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

年金記録問題発生に係る責任問題に関する質問主意書(江田憲司君提出)

約五〇〇〇万件の未統合記録の名寄せ作業に関する質問主意書(江田憲司君提出)

自立支援医療に関する質問主意書(山井和則君提出)

薬害肝炎に関わる公表資料および一般国民への注意喚起のための医療機関の公表・周知等に関する質問主意書(山井和則君提出)

兵器等の購入価格等に関する質問主意書(長妻昭君提出)

フジモリ・元ベルー大統領の裁判における我が国の支援に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

我が国のミャンマーに対する制裁に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

我が国におけるテロリストの活動についての法務大臣の発言に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

自民党と民主党の大連立構想に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員保坂展人君提出守屋前事務次官と自衛隊員倫理法・倫理規程に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国のミャンマーに対する制裁に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出金正男氏来日時の外務省及び外務大臣の対応に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出遺棄化学兵器処理に係る調査研究に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出日口外相会談における領土交渉に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出金正男氏と思われる者に対する政府の認識と前内閣総理大臣の認識の相違に関する質問に対する答弁書

衆議院議員三井辨雄君提出経済財政諮問会議のあり方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出金大中事件での我が国への主権侵害に対する政府の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土問題についてのロシア外相の認識に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア人漁師による密入国に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員三井辨雄君提出自衛隊員の介護職研修に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出外添厚生労働大臣発言に関する質問に対する答弁書

平成十九年十月二十三日提出

質問 第一 四 三 号

守屋前事務次官と自衛隊員倫理法・倫理規程に関する質問主意書

提出者 保坂 展人

守屋前事務次官と自衛隊員倫理法・倫理規程に関する質問主意書

一 自衛隊員倫理法による倫理監督官として、守屋武昌前事務次官は在任中、自衛隊員の職務に関わる倫理の保持について、どのような指導・監督を行ったのか。また、国家公務員倫理審査会と密接に連絡をとっていたか。

二 守屋前事務次官は自衛隊員倫理法と自衛隊員倫理規程を理解していたか。「倫理行動基準」「利害関係者」「禁止行為」などに照らし、関係業者とのゴルフや接待、便宜供与について倫理規程違反との認識はあったのか。

三 守屋前事務次官は、倫理監督官として防衛庁・省内から利害関係者及び近接する関係業者とのゴルフや接待、便宜供与について相談を受ける時、どのようなアドバイスをしていたのか。それとも、相談など受けたことはなかったのか。

四 守屋前事務次官と山田洋行社及び日本ミライズ社との関係について、自衛隊員倫理規程に違反するおそれがあるのは、どのような行為か。

官 報 (号 外)

どの条文に何回違反しているのかを明らかにされたい。

五 守屋前事務次官が、山田洋行社元専務らとゴルフ場に行った時、夫婦で偽名を用いていたと報道されているが事実か。その回数及び理由は何か。

六 自衛隊員倫理法と自衛隊員倫理規程は何のために制定されたのか。

その遵守義務を徹底させるはずの事務次官であり、かつ倫理監督官自らが規則破りをしているが、規律を保持することが出来るのか。監督官が「業者丸抱え」のルーズな関係を続けているのを見ては、右に倣えて、倫理規程を有名無実化してはいたのではないか。

七 守屋前事務次官が倫理監督官として、自衛隊員倫理規程十五條一項四号により、法又は法に基づく命令に違反する行為を防衛庁長官・防衛大臣に何度報告したか。その内容について、かいつまんで記されたい。

八 公務員倫理の監督者が堂々と規則破りをしていた事態について歴代大臣及び、当時の官房副長官だった二橋正弘官房副長官、官房長官だった福田康夫総理の監督責任はあるか。

九 守屋前事務次官就任以前における、山田洋行社への防衛省職員の下下り者数の推移について明らかにされたい。また、就任後の山田洋行社ならびに、日本ミライズ社への下下り者数についても記されたい。

十 長年GE(ゼネラル・エレクトリック)社代理店を務めてきた山田洋行社から、宮崎元伸元専務ら主要な従業員が一斉に退社して日本ミライズ社を設立し、代理店契約を締結したとされている。昨年十月、山田洋行社は日本ミライズ社側に対して損害賠償を求める訴訟を東京地裁に

起こしている。このように設立の経緯をめぐって係争があり、防衛省への納入実績も十分ではない新設の企業に、重要な防衛調達を委ねることの問題が指摘されている。防衛省が次期戦術輸送機C-XのエンジンとしてGE製エンジンを採用することとなった経緯について説明されたい。

十一 GE製エンジンの納入が可能である業者は代理店である日本ミライズ社に限らないと考えるが、代理店契約の有無はC-X開発とどんなかの関連があるか。

十二 米国の防衛装備大手企業は多くが自ら商社機能を持っている。GE社は、日本ゼネラル・エレクトリック株式会社という日本人を持ち、自ら日本国内で商品を販売しメンテナンス等を行っている。防衛装備のみであって日本の商社を介在させる必要がなぜあるのか説明いただきたい。右質問する。

内閣衆質一六八第一四三号
平成十九年十一月二日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議員保坂展人君提出守屋前事務次官と自衛隊員倫理法・倫理規程に関する質問、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員保坂展人君提出守屋前事務次官と自衛隊員倫理法・倫理規程に関する質問に対する答弁書

一について

倫理監督官は、自衛隊員倫理法(平成十一年法律第三十号)第十三条第二項において、自

衛隊員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言並びに体制の整備を行うものとされている。

守屋氏が倫理監督官である防衛事務次官に在任中、自衛隊員倫理に関する教育の実施やパンフレットの作成による自衛隊員倫理法及び自衛隊員倫理規程(平成十二年政令第七十三号)(以下「倫理法等」という。)の周知、自衛隊員倫理週間の設定、自衛隊員倫理ホットラインの設置等の措置が講じられたほか、必要に応じ、防衛省の事務担当者から国家公務員倫理審査会事務局に対する一般職国家公務員における運用事例等の照会が行われていたところである。

二について
防衛省としては、平成十二年四月に施行された倫理法等は、その制定当初より周知が図られてきていることから、守屋前防衛事務次官にあつても、その内容について理解すべき立場にあつたと考えている。

また、防衛省としては、守屋前防衛事務次官は、平成十九年十月二十九日の衆議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会(以下「衆テロ特委員会」という。)において、倫理法等についての認識に関する質問に対し、長期間にわたり自衛隊員倫理法違反を継続した旨を証言していると承知している。

三について

自衛隊員倫理規程第十五条第一項第一号において、倫理監督官は、自衛隊員からの自衛隊員倫理規程第四条第二項又は第十条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行う責務を有するものとされているところ、個別の相談、指導及び助言については、自衛隊員倫理規程第十五条第

二項の規定及び「自衛隊員倫理法及び自衛隊員倫理規程等に基づく、防衛省職員の職務に係る倫理の保持に関する承認手続、報告等について(通達)(平成十二年六月二十二日防人一第三八五六号)に基づき倫理監督官の職務の一部を行わせている総括倫理管理官、倫理管理官又は分任倫理管理官により実施されていたところである。

四について

防衛省としては、守屋前防衛事務次官は、衆テロ特委員会において、株式会社山田洋行の元専務(以下「元専務」という。)とゴルフをしたこと、元専務が費用を負担してゴルフのための旅行をしたこと、元専務と麻雀をしたこと、元専務と麻雀の後に食事をしたこと及び元専務から品物を受領したことについて証言していると承知している。防衛省としては、一般に、これらの行為は、自衛隊員倫理規程第三条第一項第一号、同項第六号から同項第八号まで若しくは第五条第一項又は自衛隊員倫理規程の一部を改正する政令(平成十七年政令第五十四号)による改正前の自衛隊員倫理規程第三条第一項第七号から同項第九号まで若しくは第五条第一項に違反する可能性があると考えられる。

五について

防衛省としては、守屋前防衛事務次官は、衆テロ特委員会において、元専務とのゴルフに際して偽名を使ったことについては事実であり、偽名を使った理由について、元専務から、自身の氏名でない氏名が記載されたゴルフバッグに付けるタグを渡されたことにより始めたものである旨を証言していると承知している。

六について

自衛隊員倫理法については、同法第一条にお

いて、自衛隊員が国民全体の奉仕者であつてその職務は国民から負託された公務であることに
かんがみ、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に
資するため必要な措置を講ずることにより、職
務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を
招くような行為の防止を図り、もつて公務に対
する国民の信頼を確保することを目的とする
規定されている。

自衛隊員倫理規程は、自衛隊員倫理法の施行
に伴い、自衛隊員の職務に利害関係を有する者
からの贈与等の禁止及び制限等自衛隊員の職務
に利害関係を有する者との接触その他国民の疑
惑や不信を招くような行為の防止に関し自衛隊
員の遵守すべき事項等を定めたものである。

防衛省としては、一について述べた措置を
講じてきたところであるが、今後とも更に自衛
隊員倫理法の目的が達成されるよう努めてまい
りたい。

七について

守屋前防衛事務次官が倫理監督官として自衛
隊員倫理法又は同法に基づく命令に違反する行
為を防衛庁長官及び防衛大臣に対して報告した
回数、二回であり、その内訳は、自衛隊員倫
理規程第三条第一項に違反した事案が一回、自
衛隊員倫理規程第三条第一項及び第五条第一項
に違反した事案が一回である。

八について

防衛大臣は、自衛隊員の職務に係る倫理の保
持のための体制の整備を行うこと、自衛隊員が
倫理法等に違反する行為を行った場合には厳正
に対処すること等の責務を有し、倫理監督官
は、防衛大臣を助け、自衛隊員の職務に係る倫
理の保持のための体制の整備を行うこと、自衛

隊員倫理法又は同法に基づく命令に違反する行
為があつた場合にその旨を防衛大臣に報告する
こと等の責務を有している。

また、当時の内閣官房長官及び内閣官房副長
官については、当時の防衛庁の倫理監督官に対
する監督に関する法令の規定はない。

九について

平成十二年七月一日に施行された自衛隊法等
の一部を改正する法律(平成十一年法律第二百
十三号)による改正後の自衛隊法(昭和二十九
年法律第六十五号)第六十二条第三項の規定に
基づく承認を得て株式会社山田洋行に再就職し
た者の数は、平成十二年が零名、平成十三年が
零名、平成十四年が零名、平成十五年が二名、
平成十六年が一名、平成十七年が一名、平成十
八年が零名及び平成十九年一月一日から十月一
日までが零名であり、このうち守屋氏が防衛事
務次官に就任した平成十五年八月一日以降に再
就職した者の数は三名である。また、同項の規
定に基づく承認を得て株式会社日本ミライズに
再就職した者はいない。

十及び十一について

当時の防衛庁は、平成十四年十一月十五日付
けの官報で公告された「次期輸送機(試作機)搭
載用エンジンシステム(一式)に関する調査」に
応じてなされたジェネラル・エレクトロニクス
社、プラット・アンド・ホイットニー社及び
ロールス・ロイス社の提案の内容について評価
したところ、いずれも要求する性能に対して技
術的適合性を有していたため、経費に係る評価
で最も安価であつたジェネラル・エレクトロニ
クス社の提案したエンジンシステムを平成十五年
八月八日に選定したところである。この選定に

おいて、代理店契約の有無については条件とし
ていない。

十二について

防衛省では、装備品等の調達について、契約
の適切な履行が見込めれば、御指摘のような
「日本の商社」に限らず契約をすることとしてい
る。

平成十九年十月二十三日提出
質 問 第一四四号

我が国のミャンマーに対する制裁に関する質
問主意書

提出者 鈴木 宗男

我が国のミャンマーに対する制裁に関する
質問主意書

一 我が国はミャンマーに対してどのような理
念、目的の下、政府開発援助(ODA)を行って
きたか。

二 我が国の対ミャンマーODAの累計供与額、
直近五年の年別供与額、具体的プロジェクト等
内容を明らかにされたい。

三 我が国の対ミャンマーODAは具体的にどの
ような効果をあげてきたか。今次二〇〇七年九
月二十七日、ミャンマー治安部隊がジャーナリ
ストの長井健司さんを射殺した事件(以下、「事
件」という。)が発生したことと照らし合わせ
て、それは一理念、目的に沿い、二の供与額
に見合うだけの効果をあげてきたと外務省は考
えているか。

四 二〇〇七年十月十九日付朝日新聞三面に、
「対ミャンマー 支援か圧力か 揺れる日本外
交」との見出しの記事(以下、「朝日記事」とい
う。)があり、その中に「外務省幹部は『軍政を強

く非難する欧米型か、多額の援助で軍政との関
係を強める中国型か。日本はその中間の道をと
り、国際社会で双方の声を結びつける役割が果
たせる」と強調する。この記述があるが、右記
述の中にある外務省幹部とは誰か明らかにされ
たい。

五 四の外務省幹部のコメント(以下、「コメン
ト」という。)は政府の公式見解か。

六 「コメント」にある、非難を強める欧米型と多
額の援助をする中国型の中間の道とは、具体的
にどのような我が国の対ミャンマー政策を指す
のか。具体的に説明されたい。

七 同じく「朝日記事」の中に、津守滋・元ミヤ
ンマー大使のコメントとして「中国やインドの両
大国のパワー政治に惑わされることなく、ミヤ
ンマーを見放すことなく、戦後日本の培つてき
た民主主義の精神を伝え続けるべきだ」との記
述があるが、右の津守氏のコメントに対する外
務省の評価如何。今回の「事件」により日本国民
が殺されたことを受けても、強い制裁措置をと
るよりは民主主義の精神を伝えていくべきであ
ると外務省は認識しているか。

八 二〇〇七年十月十九日、ブッシュ米大統領は
ミャンマー軍事政権に対して、金融制裁の対象
となる軍政高官の新たな追加、米国産品のミヤ
ンマー向け輸出統制の強化等の追加制裁措置を
公表し、更にミャンマーの軍政を事実上支え
ている中国、インドなどに対ミャンマー政策
の見直しを求めたと承知する。その一方で、
「事件」を受け、我が国はミャンマー政府に対し
て、ヤンゴン市内に建設する予定であつた「人
材開発センター」建設事業に対する五億五千二
百万円の無償資金協力を中止するなどの制裁措

置をとつたと承知するが、他に追加的措施をとる考えはあるか。

九 八で、更なる追加措置をとる考えがないのならば、その理由を説明されたい。自国民を殺されていらない米国が八で述べたような制裁措置をとっている一方で、「事件」により自国民を殺された我が国が八で述べただけの制裁措置をとるに留まる理由を明らかにされたい。

十 「事件」により自国民を殺害し、また「事件」で殺害された長井さんが所持していたビデオカメラを持ち去つたまま我が国政府による返還要求に応じていない等、ミャンマー政府の極めて不誠実な対応を鑑みる時、一、二、三という我が国の対ミャンマーODAは何ら効果をなしておらず、我が国のミャンマーに対する制裁措置は生ぬるいと考え。二〇〇七年十月十九日に閣議決定された政府答弁書内閣衆質一六八第一〇四号では、「事件」の真相究明及び長井さんが所持していたビデオカメラの返還要求について「事件」の真相究明及びビデオカメラの返還について、現時点で、ミャンマー連邦(以下「ミャンマー」という。)政府からの回答は得られていない。」「政府としては、事件の真相究明及びビデオカメラの返還に関する我が国政府の申入れを踏まえたミャンマー政府の対応を見極めつつ、対応を検討していくことが適当と考えている。」との悠長で緊張感のない答弁がなされているが、もしミャンマー政府が今後も誠意のない対応を続けるのならば、我が国はミャンマー政府に対して更なる制裁措置をとり、より強い態度で交渉に臨むべきであると考え、外務省の見解如何。

内閣衆質一六八第一四四号
平成十九年十一月二日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出我が国のミャンマーに対する制裁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国のミャンマーに対する制裁に関する質問に対する答弁書

一について

政府開発援助(以下「ODA」という。)については、平成十五年五月に、アウン・サン・スー・チー女史がミャンマー連邦(以下「ミャンマー」という。)政府当局に拘束されて以降の状況にかんがみ、新規の経済協力案件については基本的に見合わせる措置をとっているが、ミャンマー社会を担う人材育成や貧困削減等に資することを目的に、(一)緊急性が高く、真に人道的な案件、(ロ)民主化・経済構造改革に資する人材育成のための案件、(ハ)東南アジア諸国連合(以下「ASEAN」という。)新規加盟国であるカンボジア王国、ラオス人民民主共和国、ミャンマー及びベトナム社会主義共和国又はASEAN全体を対象とした案件については、ミャンマーの政治情勢を注意深く見守りつつ、案件内容を慎重に検討した上で順次実施することとしている。

二について
我が国の平成十八年度までの対ミャンマーODAの累計供与額は、有償資金協力、無償資金協力、技術協力をあわせ約六千五百五十九億円で

ある。なお、技術協力分については、独立行政法人国際協力機構経費実績ベースで計算している。

また平成十四年度の供与額は約五十億円、平成十五年度は約二十七億円、平成十六年度は約二十四億円、平成十七年度は約三十四億円、平成十八年度は約三十一億円である。

実施例としては、コーカン特別区麻薬対策・貧困削減プロジェクト(技術協力プロジェクト)、母子保健サービス改善計画(国連児童基金(以下「ユニセフ」という。)経由無償資金協力)、中央乾燥地植林計画(無償資金協力)、ポリオ予防接種支援(ユニセフ経由緊急無償資金協力)等がある。

三について

ミャンマー政府当局による実力行使が行われ、邦人一名が死亡したことは誠に遺憾であり、日本政府として、ミャンマー政府に対し抗議し、その真相究明を求めているところである。経済協力については、目的に沿って、一定の効果をおぼえてきたと考えている。

四から六までについて

御指摘の記事の具体的内容が明らかではないため、外務省として、お答えすることは困難である。

七について

外務省としては、ミャンマー政府が国際社会の声に耳を傾け、民主化に向け積極的に取り組むよう、引き続き働きかけていくことが適当と考えている。

八から十までについて

御指摘の点については、外務省としては、引き続き真相究明及びビデオカメラの返還に関する

我が国政府の申入れを踏まえたミャンマー政府の対応、今後のミャンマー情勢及び国際社会の取組を踏まえつつ、対応を検討していくこととしている。

平成十九年十月二十三日提出
質問 第一四五号

金正男氏来日時の外務省及び外務大臣の対応に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

金正男氏来日時の外務省及び外務大臣の対応に関する再質問主意書
「前回答弁書」(内閣衆質一六八第一一四号)を踏まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」では、「政府としては、御指摘の者が、北朝鮮の金正日国防委員長の子である金正男氏であったと確認しているわけではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。」との答弁がなされているが、当時我が国の報道機関は一斉に金正男氏が来日したと報じている。では、二〇〇一年五月、北朝鮮の国家指導者である金正日氏の息子である金正男氏と思われる者(以下、「金正男氏と思われる者」という。)が来日し、入国管理法違反で逮捕されるという事件(以下、「事件」という。)が起きたと承知するが、「金正男氏と思われる者」の来日目的を外務省は承知しているか。

二 「金正男氏と思われる者」は逮捕されてから法務省入国管理局の管理下におかれ、すぐ日本を出国させられたと承知するが、「金正男氏と思われる者」の入国が確認された時、分、出国させられた時、分及び出国方法を明らかにされた

三 「事件」に対して、当時外務大臣を務めていた田中眞紀子氏はどのような対応をとったか。いつ「金正男氏と思われる者」の来日を知り、知った後にどのような初動対応をとったか。外務省のどの部局にどのような対応をとるよう指示を出したのか、具体的に説明されたい。

四 「前回答弁書」で、「田中眞紀子氏が外務大臣の任に就いていた時期に、北朝鮮による邦人拉致問題（以下、「拉致問題」という。）に対して、外務大臣としてどのような認識を有していたか」、及び「外務大臣の任に就いていた時に、『拉致問題』を本気で解決しようと考え、外務省の然るべき部局にどのような指示を出していたか」との問に対し、「田中眞紀子氏（当時）は、例えば平成十三年六月二十日の衆議院外務委員会において、拉致問題は本心に許し難いことであり容認できないとの認識を示すとともに、同問題を解決するために日朝国交正常化交渉を早期に実現できるよう努力していく旨を明らかにしている」との答弁がなされているが、右答弁は「外務大臣の任に就いていた時に、『拉致問題』を本気で解決しようと考え、外務省の然るべき部局にどのような指示を出していたか」との問に

対する答えになっていない。田中眞紀子氏が外務大臣の任に就いていた時期に「拉致問題」を本気で解決しようと考え、外務省の然るべき部局にどのような指示を出していたのか、再度質問する。

五 「事件」に際し、「金正男氏と思われる者」が我が国をすぐ出国させられた理由如何。「金正男氏と思われる者」に対して十分な取り調べはなされたのか。

六 「前回答弁書」で、「本邦に不法入国した外国人

人については、法務省において、関係法令に基づいて必要な調査を行っている」との答弁がなされているが、「金正男氏と思われる者」に対してどのような調査が行われたのか。また、調査の結果、「金正男氏と思われる者」はこの国籍及び旅券を有する人物であったのか、また「金正男氏と思われる者」の氏名を明らかにされた

七 一般に、外国人による我が国への不法入国が発覚した際、どのような事務手続きがとられ、不法入国した外国人に対してどのような対応がとられるか説明されたい。

八 一般に、外国人による我が国への不法入国が発覚した際、外務大臣及び法務大臣が当該外国人への対応に直接関与することはあるか。

九 一般に、外国人による我が国への不法入国が発覚し、当該外国人を我が国から出国させる際に、我が国の外務省職員が同行することとはあるか。

十 「事件」の際、当時の田中眞紀子外務大臣と森山眞弓法務大臣に対して招集がかけられ、両大臣が直接「事件」に対応した事実があると承知するが、このような対応がとられたのはなぜか。

十一 「事件」の際、「金正男氏と思われる者」を我が国から出国させる際に、我が国の外務省職員が同行した事実があると承知するが、このような対応がとられたのはなぜか。

スメディアによる報道は間違っており、デタラメであったと理解して良いか。政府もそのような認識を有しているか。確認を求める。

内閣衆質一六八第一四五号

平成十九年十一月二日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出金正男氏来日時の外務省及び外務大臣の対応に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出金正男氏来日時の外務省及び外務大臣の対応に関する再質問に対する答弁書

一について

外務省としては、平成十三年五月十八日の衆議院法務委員会において、森山法務大臣（当時）が述べているとおり、当時は、入国目的を休暇として申請したものと認識していたが、その後正確な入国の目的を把握するには至っていない。

二について

御指摘の者については、平成十三年五月一日午後三時四十五分ごろ、上陸申請を行ったことからその入国を確認し、同月四日午前十時四十五分ごろ、成田空港から航空機により退去強制した。

三について

田中外務大臣（当時）は、平成十三年五月十五日の衆議院予算委員会において述べているとおり、同月二日午前十時半ごろ、外務事務次官及

び外務省アジア大洋州局長から御指摘の者の入国について報告を受け、その際、同人の入国の目的及び入定の確認に努めること並びに関連省庁と緊密に連絡をとって経過を報告することを指示した。

四について

お尋ねの「指示」の具体的な内容については、今後の日朝間の協議に支障を来すおそれがあることから、外務省として明らかにすることは差し控えたい。

五について

御指摘の者については、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）に基づき退去強制手続を進め、必要な調査をした結果、同人が不法入国容疑を認めため、法務省において、退去強制令書を発付し、速やかに送還した。

六について

御指摘の者については、本人から採取した指紋と法務省入国管理局が保管する指紋情報との照合、本人が所持していた旅券の鑑定のほか、国籍、氏名、家族関係等について聴取するなど、退去強制手続上必要な調査を行った。

また、調査の結果、御指摘の者については、偽造ドミニカ共和国旅券を所持する北朝鮮出身者であると認められたものの、本名を確認することはできなかった。

七について

一般に、我が国への不法入国が発覚した場合、当該人物から採取した指紋を法務省入国管理局が保管する指紋情報と照合するほか、本人が所持していた旅券の鑑定や国籍、氏名、家族関係等について聴取するなど必要な調査を行

い、特段の事情がない限り、相手方が不法入国容疑を認める場合には、退去強制令書を発付し、速やかに送還することとしている。

八について
外国人による我が国への不法入国が発覚した際には、その退去強制手続において、外務大臣が関与する権限はなく、また、相手方が不法入国容疑を認めた場合については、入管法第五十一条の規定により、主任審査官が退去強制令書を発付することとなり、法務大臣が直接関与することはない。

九について
一般に、不法入国をした外国人を我が国から出国させる際に、外務省職員が同行することはない。

十について
御指摘の「事件」の際、田中外務大臣(当時)と森山法務大臣(当時)に対して、内閣総理大臣等から招集がかけられた事実はなかったと承知している。

また、本件の処理に当たって、同法務大臣は関係法令の規定に従って適切に手続を進めるよう入国管理局に指示した。

十一について
移送中の混乱を防止し、かつ、中国側への引渡しを円滑に行うとの観点から外務省の職員を同行させた。

十二について
政府としては、御指摘の者が、北朝鮮の金正日国防委員長の子である金正男氏であったと確認しているわけではない。

平成十九年十月二十四日提出
質問 第一四六号

遺棄化学兵器処理に係わる調査研究に関する
質問主意書

提出者 鈴木 宗男

遺棄化学兵器処理に係わる調査研究に関する
質問主意書

一 旧日本軍が中国で遺棄した化学兵器の処理事業(以下、「遺棄化学兵器処理事業」という。)について、現在処理技術の調査研究を外務省の外郭財団である日本国際問題研究所(以下、「国問研」という。)が主に担当していると承知するが、なぜ「国問研」が「遺棄化学兵器処理事業」の処理技術の調査研究を担当するに至ったのか、その経緯を明らかにされたい。

二 「国問研」はいつから「遺棄化学兵器処理事業」の処理技術の調査研究を担当しているか。一九九九年、外務省主導で内閣府に「遺棄化学兵器処理事業」の担当室が設置されたと承知するが、その当時からか。

三 外務省は「国問研」に対して便宜供与を行っているか。行っているのならば、具体的にどのような便宜供与を行っているのか明らかにされたい。

四 外務省は「国問研」に対して資金援助を行っているか。行っているのならば、過去十年につき、年度ごとの資金援助額を明らかにされたい。

五 「遺棄化学兵器処理事業」の調査研究については、五年間で計百七十億円超の予算が計上されていると承知するが、右の予算額の内、「国問

研」が担当している調査研究活動への報酬として支払われる金額はいくらになるか明らかにされたい。

六 「国問研」以外に、「遺棄化学兵器処理事業」の処理技術の調査研究を担当していた団体はあるか。

七 「国問研」に天下っている外務省関係者はいるか。いるのならば、過去十年につき、年度ごとの天下り人数及び天下った者の氏名並びに退職前の役職を明らかにされたい。

八 防衛庁(現防衛省)が担当した、福岡県荏田町の海底で見つかった旧日本軍の遺棄化学兵器の処理事業(以下、「荏田町の遺棄化学兵器処理事業」という。)について、公募入札を経て民間の研究機関である安全保障研究所(以下、「安保研」という。)に調査研究が委託されていると承知するが、当時の入札価格を明らかにされたい。

九 防衛庁または防衛省より「安保研」に対して資金援助はされているか。されているのならば、年度ごとの援助額を明らかにされたい。

十 「荏田町の遺棄化学兵器処理事業」の調査研究費は五千万円弱であると承知するが、五の「遺棄化学兵器処理事業」の調査研究費が五年間で百七十億円超であることと比較すると、国内外または遺棄された兵器の数量の違い等を考慮したとしても、あまりに大きな開きがあると考えるが、「遺棄化学兵器処理事業」の調査研究に百七十億円超もの予算が計上された根拠につき明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六八第一四六号
平成十九年十一月二日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出遺棄化学兵器処理に係わる調査研究に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出遺棄化学兵器処理に係わる調査研究に関する質問に対する

答弁書

一及び二について

我が国の軍縮・不拡散政策に必要な技術・知見を集約すべく、平成八年七月に財団法人日本国際問題研究所(以下「国問研」という。)に「軍縮・不拡散促進センター」(以下「センター」という。)が設置された。外務省としては、センターは軍備管理軍縮・不拡散関係の分野に専門的知識を有するとして、平成八年度から、センターによる遺棄化学兵器処理技術の調査研究等を国問研に委託したものと承知している。なお、総理府(当時)に御指摘の室が設置されたのは平成十一年度である。

三について

外務省は、国問研及びセンターの関係者が、補助金等支出の対象となっている用務で海外に渡航する際には、在外公館による送迎、宿舍の手配等の便宜供与を行っている。

四について

外務省は、国問研に対して、平成九年度に約六億千万円、平成十年度に約五億五千万円、平成十一年度に約五億円、平成十二年度に約五億千万円、平成十三年度に約四億六千万円、平成

十四年度に約四億五千万円、平成十五年度に約四億四千万円、平成十六年度に約四億三千万円、平成十七年度に約四億三千万円、平成十八年度に約四億四千万円の補助金を交付している。

五について

遺棄化学兵器処理技術に係る調査研究も含め、平成十二年度から平成十五年度まで内閣府が遺棄化学兵器処理事業に係る経費として国間研に支払った金額は約百五十七億円であり、平成八年度から平成十五年度まで外務省が遺棄化学兵器処理事業に係る経費として国間研に支払った金額は約二十三億八千万円であるが、このうち、遺棄化学兵器処理技術に係る調査研究については、その対象範囲が明確でないことから、お尋ねについて正確にお答えすることは困難である。

六について

遺棄化学兵器処理技術に係る調査研究については、その対象範囲が明確でないことから、お尋ねについて網羅的に答えすることは困難であるが、例えば、内閣府としては、遺棄化学兵器前処理基礎実証試験については社団法人日本防衛装備工業会に、遺棄化学兵器の化学剤等分析については財団法人化学物質評価研究機構に委託しており、外務省としては、中国における遺棄化学兵器処理に関する調査を株式会社小松製作所に委託している。

七について

外務省において調査を行った範囲では、平成十年度に並木一朗(退職前の役職は、在スペイン日本国大使館参事官。以下同じ。)及び小和田恒(国際連合日本政府代表部在勤特命全權大使)の二名、平成十一年度に金子義和(バンングラ

デシユ国駐節特命全權大使の一名、平成十二年度に松美文彦(在ドイツ日本国大使館参事官)の一名、平成十三年度に松本俊(ジャマイカ国駐節特命全權大使及び樺山宏(在パプアニューギニア日本国大使館一等書記官)の二名、平成十四年度に佐藤行雄(国際連合日本政府代表部在勤特命全權大使。平成十六年十二月七日から非常勤)及び徳永孝司(大臣官房情報通信課課長補佐)の二名、平成十五年度に須藤隆也(エジプト国駐節特命全權大使)の一名、平成十六年度は該当なし、平成十七年度に藤原稔由(アゼルバイジャン国駐節特命全權大使)の一名、平成十八年度に大室忠行(在英国日本国大使館参事官。非常勤)の一名が御指摘の国間研に再就職していると承知している。

八について

お尋ねの社団法人日米文化振興会安全保障研究所(以下「安保研」という。)に対する調査研究委託については、一般競争入札の結果、契約額は九百八万二千五百円である。

九について

防衛庁又は防衛省は、安保研に対する補助金等の交付を行っていない。

十について

外務省として、中国で発見された砲弾等が旧日本軍の化学兵器であるかについてまず鑑定を行う必要があったこと、また、内閣府として、長期間土中等に埋設されている大量の遺棄化学兵器を迅速に発掘・回収及び廃棄処理するといふどの国も取り組んだことのない事業であること、加熱爆破の実証性実験など、所要の実験を積み重ねる必要があったこと等、荻田港における老朽化化学兵器処理事業とは異なる事情があり、十分な調査研究等を慎重かつ広範に実施

していく必要があったことから、中国における遺棄化学兵器処理事業の調査に関する経費と荻田港における老朽化化学兵器の処理技術等の調査に関する経費とを一概に比較することは困難である。

平成十九年十月二十四日提出
質問 第一四七号

日口外相会談における領土交渉に関する質問
主意書

提出者 鈴木 宗男

日口外相会談における領土交渉に関する質問
問主意書

一 二〇〇七年十月二十三日、ロシアのラブロフ外相が来日し、同日に高村正彦外相との会談(以下、「日口外相会談」という。)が行われたが、「日口外相会談」の前に、外務省の事務方の職員から高村外相に対して何分間のブリーフィングが行われたか明らかにされたい。

二 「日口外相会談」に出席した人物につき、日口双方全て明らかにされたい。

三 「日口外相会談」は何分間行われたか。

四 「日口外相会談」においては、北方領土問題について話し合われたか。

五 「日口外相会談」により、北方領土問題の解決に向け、前進が見られたと外務省は認識しているか。

六 二〇〇一年三月二十五日、日口首脳間でイルクーツク声明が発表されて以降、北方領土問題は解決に向けて前進が見られたと外務省は認識しているか。前進しているまたはしていないのどちらかで、明快な答弁を求める。

七 六で、前進が見られたと認識しているのなら、具体的な事例を挙げられたい。

八 六で、前進していないと認識しているのなら、北方領土問題解決に向けて何が阻害要因となっていると外務省は認識しているか説明されたい。

九 今回のラブロフ外相の来日に際して、福田康夫内閣総理大臣はラブロフ外相と会談する予定はあるか。

十 九で、予定していないのなら、その理由を明らかにされたい。真に北方領土問題の解決を目指すのならば、万難を排して福田総理がラブロフ外相と会談を行い、北方領土問題について真摯な議論を行うべきであると考え、外務省の見解如何。

右質問する。

内閣衆質二六八第一四七号
平成十九年十一月二日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出日口外相会談における領土交渉に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出日口外相会談における領土交渉に関する質問に対する答弁書

一 今後の外交交渉を行う上で支障が生じるおそれがあるため、外務省として、他国との外相会談に当たり我が方内部で行った準備作業の内容について具体的に答えすることは差し控えたが、当然のことながら、十分な準備が行われた。

二について

御指摘の会談には、日本側より高村正彦外務大臣、齋藤泰雄ロシア連邦駐節特命全權大使、小松一郎外務省国際法局長、原田親仁外務省欧州局長、片上慶一外務省大臣官房参事官、武藤顕外務省欧州局ロシア課長及びその他の外務省職員が、ロシア側よりラヴロフ外務大臣、ペーリ駐日ロシア連邦大使、ロシニコフ外務次官及びその他の同国外務省職員が出席した。三から八までについて

北方領土問題については依然として日露間に意見の相違があるが、外務省としては、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して、ロシア連邦との間で平和条約を締結するため、ロシア連邦政府と交渉してきている。平成十三年三月に「平和条約問題に関する交渉の今後の継続に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領のイルクーツク声明」が発出された後も、このような考えの下、ロシア連邦政府との間で交渉を行うとともに、平成十五年一月に採択された「日露行動計画」に基づき、幅広い分野で我が国とロシア連邦との間の関係の進展に努めてきたところであるが、残念ながら戦後六十二年を経てこれまで北方領土問題の解決に至っていない。

お尋ねの会談は、約一時間にわたり国際情勢について意見交換が行われた夕食会を含め約二時間三十分間行われた。高村正彦外務大臣とラヴロフ外務大臣は、シドニーにおける日露首脳会談において、日本国とロシア連邦との間の平和条約の締結に関する交渉について具体的な進展が得られるよう両首脳が指示を出すことで一致したことを受け、約一時間にわたり平和条約の締結に関し真剣な交渉を行った。その上で、

日露関係をより高い次元に引き上げるための努力を行うとともに、領土問題の最終的解決に向け、これまでの諸合意及び諸文書に基づき、日露双方に受入れ可能な解決策を真剣に検討していくことを確認した。

九及び十について

平成十九年十月二十三日に行われたラヴロフ外務大臣の訪日において、福田康夫内閣総理大臣への同外務大臣による表敬は行われなかった。政府として、我が国内閣総理大臣への諸外国の外相による表敬を設定するか否かについては、種々の要素を勘案して適切に判断している。

平成十九年十月二十四日提出
質問 第一四八号

金正男氏と思われる者に対する政府の認識と前内閣総理大臣の認識の相違に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

金正男氏と思われる者に対する政府の認識と前内閣総理大臣の認識の相違に関する質問主意書

一 二〇〇一年五月、北朝鮮の国家指導者である金正日氏の息子である金正男氏と思われる者（以下、「金正男氏」と思われる者という。）が来日し、入国管理法違反で逮捕されるという事件（以下、「事件」という。）が起きたことについて、二〇〇七年十月二十三日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一六八第一一四号）では、「政府としては、御指摘の者が、北朝鮮の金正日国防委員長の子である金正男氏であったと確認しているわけではないため、お尋ねについて

お答えすることは困難である。」との答弁がなされているが、一方で、二〇〇六年十月十日の衆議院予算委員会、当時の安倍晋三内閣総理大臣は「委員御指摘のその人物については、当時の情報の中においては確認できなかったわけでありましたが、その後もう随分たつわけでありまして、その後集められた情報の中において、極めて蓋然性は高い、金正男氏である蓋然性が高いというに至ったのであります。」と答弁しているところ、当時の内閣総理大臣の発言と現政府の答弁に食い違いが見られる理由を説明された。

二 一の安倍総理の答弁からして、「事件」に際して来日した人物は金正男氏であるとの認識を持つのが当然であると思料するが、なにゆえ政府は事実を事実として受け止めず、「政府答弁書」にあるような答弁を行うのか説明されたい。

三 「事件」に際し、「金正男氏と思われる者」を我が国から出国させる際に当時の外務省アジア大洋州局の佐藤重和審議官らが同行したという事実があると承知するが、佐藤審議官らは誰の指示により、何の目的で同行したのか説明されたい。

四 佐藤審議官らが「金正男氏と思われる者」へ同行することを決めた決裁書は作成されているか。また、「事件」に際し、「金正男氏と思われる者」に同行した外務省職員の名と当時の官職を明らかにされたい。

五 三の他にも、我が国に不法入国した外国人を出国させる際に外務省職員、しかも審議官クラス幹部が当該外国人に同行したという事例はあるか。

六 佐藤審議官らが「金正男氏と思われる者」に同行した際、「金正男氏と思われる者」と会話を交

わしたか。

七 佐藤審議官らより「金正男氏と思われる者」への同行についての報告が外務省になされたか。なされたのならば、右は文書としてまとめられているか。右質問する。

内閣衆質一六八第一四八号
平成十九年十一月二日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出金正男氏と思われる者に対する政府の認識と前内閣総理大臣の認識の相違に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員鈴木宗男君提出金正男氏と思われる者に対する政府の認識と前内閣総理大臣の認識の相違に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「金正男氏と思われる者」について、安倍内閣総理大臣（当時）は、昨年十月十日の衆議院予算委員会において、「金正男氏である蓋然性が高い」旨答弁しているが、これは政府として当該人物が金正男氏であったと確認している旨を述べたものではないと承知している。したがって、先の答弁書（平成十九年十月二十三日内閣衆質一六八第一一四号）において「金正男氏であったと確認しているわけではない」旨答弁したことは、同委員会における答弁と矛盾するものではない。

三及び四について

御指摘の者の退去強制に際し、移送中の混乱

を防止し、かつ、中国側への引渡しを円滑に行うとの観点から、外務省の關係部局の間で調整を行い、佐藤重和外務省アジア大洋州局審議官(当時)及び外務省アジア大洋州局北東アジア課の職員二名(以下「同行職員」という。)が同行した。外務省において保管されている文書からは、御指摘のような決裁書の存在を確認することはできなかった。

五について

外務省として、現在把握し得る限りでは、御指摘のような事例は承知していない。

六について

政府としては、同行職員は、必要最小限度の範囲で会話を交わしたと承知している。

七について

外務省として、報告が行われたものと承知しているが、外務省において確認できる範囲では、お尋ねの文書について確認されなかった。

平成十九年十月二十五日提出
質問 第一四九号

経済財政諮問会議のあり方に関する質問主意書

提出者 三井 辨雄

経済財政諮問会議のあり方に関する質問主意書

経済財政諮問会議は、国の経済財政政策に関し、有識者の意見を政策形成に反映させつつ、内閣総理大臣のリーダーシップを十分に発揮することを目的として、平成十三年一月六日の省庁再編とともに、内閣府に設置された。

具体的役割は、内閣総理大臣の諮問に応じ

て、経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針等、経済財政政策に関する重要な事項等について調査審議し、答申・意見を提出することとされ、通常、これら答申等は、閣議決定され内閣の基本方針となっている。

また、国民生活に寄与するものか、国益に適うものか、疑問を呈せざるをえない。同会議の方針に基づき打ち出された政策は、国民の雇用安定を破壊し、地方を疲弊させる等「格差の拡大」を招いているからである。明らかに政策的偏向、構成委員の偏向に起因するものである。一部の学識経験者、財界首脳を招くだけでは、国民各界各層の多様な意見の反映にはほど遠い。議会制民主主義の下、内閣はまず国会の意見に十分耳を傾け、その意志を尊重することが肝要と考える。

四

構成員に対して支払われる旅費・報酬等について、

1 旅費・報酬等は全ての構成員に対して支払われるのか、民間有識者に限定されるのか、明らかにされたい。

三

これらの報酬等は、費用対効果の観点から、適正に支出されたものと考えるかどう

か、政府の見解をお示し願いたい。

また、会議の成果・働きが、国民生活に本当に寄与し、国益に適ったものであると考えるかどうか、政府の見解をお示し願いたい。

二

平成十三年一月六日の設置以降、一回毎の会議に要した費用細目とその額を明らかにされたい。

一

これまでの経済財政諮問会議の各回の開催経過・内容について、開催の目的毎に整理してお示し願いたい。

〔別紙〕
衆議院議員三井辨雄君提出経済財政諮問会議のあり方に関する質問に対する答弁書

一について
経済財政諮問会議(以下「諮問会議」という。)は、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第十九条において、経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策に関する重要事項等について調査審議すること等をつかさどることとされており、平成十三年一月六日に設置されて以来、平成十三年に三十五回、平成十四年に四十二回、平成十五年に三十回、平成十六年に三十五回、平成十七年に三十一回、平成十八年に三十一回及び平成十九年(平成十九年十一月二日時点)に二十五回開催され、成長力の強化、経済活性化、歳入・歳入一体改革、三位一体改革、社会保障制度改革、税制改革、政策金融改革、郵政民営化、規制改革、金融システム改革等様々な政策課題について審議を実施している。

二について
諮問会議の一回ごとの開催に係る御指摘の費用細目は、委員手当、諸謝金及び速記料である。その支払実績は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)等により保存が義務付けられている平成十四年度以降について、委員手当は、平成十四年度五百四十三万五千五百円(一回当たり十三万五千八百八十八円)、平成十五年度四百五十七万七千七百円(一回当たり十五万二千五百七十七円)、平成十六年度五百九十九万四千二百円(一回当たり十四万八千四百六十六円)、平成十七年度四百九十万二千二百円(一回当たり十五万三千三百三十一円)、平成十八年度四百四十二万四千四百円(一回

当たり十三万七千三百八十円)及び平成十九年度(平成十九年九月末日時点百八十三万八千八百円(一回当たり十二万二千五百七十三円)、諸謝金は、平成十四年度二十万四千円、平成十五年度十三万三千六百円、平成十六年度九万九千円、平成十七年度十四万八千五百円、平成十八年度三万二千八百円及び平成十九年度(平成十九年九月末日時点)は零円、速記料は、平成十四年度二百六十二万四千四百五十二円(一回当たり六万五千五百三十六円)、平成十五年度百六十四万九千九百七十二円(一回当たり五万四千九百九十九円)、平成十六年度二百七十六万六千五百一十円(一回当たり五万九千六百六十一円)、平成十七年度百四十九万五千八百八十円(一回当たり四万六千五百八十一円)、平成十八年度百五十一万五千五百七十円(一回当たり五万五千五百十九円)及び平成十九年度(平成十九年九月末日時点)七十九万三千八百円(一回当たり五万二千九百二十円)となっている。一について述べたように、諮問会議は様々な政策課題について審議を実施しており、これらの費用は、法令等に基づき、適正に支払われている。

四の2について

諮問会議の現在の構成員に対する平成十九年九月末日時点における支払は、四名の有識者議員に対しては、それぞれ百九十六万五千四百円、百六十四万八千四百円、六百八十八万三千五百九十八円及び六百三十三万九千六百六十円が支払われており、また、日本銀行総裁については行っていない。

四の3について

一について述べたように、諮問会議では様々な政策課題について審議を実施しており、有識者議員に対する委員手当等は、法令等に基づき、適正に支払われている。

五について

御指摘の諮問会議の成果・働きとしては、例えば、国の予算編成過程において、諮問会議における調査審議を通じて、内閣の当面の経済財政政策上の重要課題と改革の方向性を示すいわゆる「骨太の方針」が策定され、その方針を受けて諮問会議として翌年度予算の全体像を示した上で、概算要求基準が閣議了解されており、また、翌年度の予算の基本的な考え方を明らかにする「予算編成の基本方針」を踏まえ、予算が閣議決定されているなど、国民に分かりやすい形で、経済政策と財政政策の整合性を図る仕組みが定着してきたことが挙げられる。

四の1について

諮問会議の現在の構成員である日本銀行総裁及び有識者議員に対して、法令等に基づき、委員手当三万七千七百円が支払われ、必要に応じて委員等旅費が支払われることとされている。

金大中事件での我が国への主権侵害に対する政府の対応に関する質問主意書

一九七三年八月に起きた、当時の朴正熙韓国大統領の独裁を批判し、民主化運動をしていた金大中氏が東京都内のホテルで拉致され、五日後にソウルの自宅近くで解放されるという事件(以下、「金大中事件」という。)について、二〇〇七年十月二十四日、韓国の国家情報院の真実究明委員会(以下、「報告書」という。)を発表した。右を踏まえ、以下質問する。

一 「報告書」では、「金大中事件」は李厚洛KCIA部長の指示の下、同部長を含めたKCIA要員二十四人に駐日公使らを加えた計二十七人が参加した組織的犯行であると断定し、「金大中事件」への韓国政府機関の関与を明言している。また、KCIAという韓国の公権力が日本国内で拉致行為を行ったことについて、真実究明委員会として深い遺憾の意を表明しており、韓国による我が国の主権侵害を明らかにしているが、「報告書」に対する政府の評価如何。

二 木村仁外務副大臣は「報告書」が発表された日の午前、韓国の柳明桓駐日大使を呼び、「金大中事件」について「韓国当局による日本国内での公権力行使であり、日本としてはとても遺憾だ」と抗議したと報じられている。一方で、福田康夫内閣総理大臣は同日夕方、首相官邸で記者団の質問に対し、「日本に対する侵害で、誠に遺憾だ」と述べたと報じられているが、木村外務副大臣及び外務省が認識している「遺憾」の意味と、福田総理が認識している「遺憾」の意味に違いはあるか。

三 一般に、遺憾という言葉は「思い通りにいか

ず心残りなこと。残念。気の毒。」(岩波書店「広辞苑」第五版より)の意味を表すと承知する。先般、ミャンマー軍兵士に日本人ジャーナリストの長井健司氏が殺害された時も、福田総理は所信表明演説において遺憾という表現を用い、また二〇〇七年十月九日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一六八第六九号)では、「御指摘の福田内閣総理大臣の所信表明演説は、ミャンマーにおけるデモに対し実力行使が行われる中で、我が国民の尊い命が失われたことにつき、極めて残念であり、これを看過することはできない」との考えを表現したものであると認識しており、福田内閣総理大臣が述べた「遺憾」との表現について政府として不適当であるとは認識していない」との答弁がなされている。今回「報告書」によつて、「金大中事件」での韓国政府による我が国への主権侵害が改めて明らかになったが、二の木村外務副大臣と福田首相が述べた「遺憾」の意味が、右の答弁と同様に極めて残念であり、これを看過することはできないとの考えを表現したものであるのならば、我が国への主権侵害に抗議する言葉としてはあまりに軽く、我が国の抗議の意を表明するには弱すぎると思料するが、政府の見解如何。

四 「報告書」を受けて、町村信孝官房長官が「(日本政府が)遺憾の意を明確に表明したのだから、韓国政府からしかるべき対応があるものと思う」と述べた(以下、「町村発言」という。)と報じられているが、現在政府として韓国政府へ正式に謝罪を求めているのか。「町村発言」は、我が国からは謝罪を求めず、あくまで韓国政府からの自発的な謝罪を待つという考えか。

五 「報告書」を受け、韓国青瓦台の報道官は「過去にこのような事があったのは不幸なことで遺

平成十九年十月二十五日提出

質問 第一五〇号

金大中事件での我が国への主権侵害に対する政府の対応に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

憾である。権力機関自らが恥すべき過去を客観的に調査する意味は大きい旨述べた一方で、主権を侵害した我が国への謝罪については触れなかったと報じられている。四で、現在政府が韓国政府へ正式に謝罪を求めているのならば、「遺憾」という表現を用いるのではなく、また「町村発言」のような悠長な態度で臨むのではなく、より毅然とした態度で韓国政府に嚴重な抗議を行い、我が国の立場を正式に伝えるべきであると考えるが、政府の見解如何。右質問する。

内閣衆質一六八第一五〇号

平成十九年十一月二日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出金大中事件での我が国への主権侵害に対する政府の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出金大中事件での我が国への主権侵害に対する政府の対応に関する質問に対する答弁書

一について

平成十九年十月二十四日に韓国国家情報院に設置された「過去事件の真相糾明を通じた発展委員会」が発表した報告書は、昭和四十八年に発生したいわゆる金大中事件が当時の韓国中央情報部(KCIA)部長の指示に基づき行われたことを明らかにする内容を含むものであり、同日、木村外務副大臣から柳明桓駐日韓国大使に對して、当時の韓国当局が我が国国内において公権力行使したことについて遺憾の意を伝達した。

二及び三について

御指摘の福田内閣総理大臣が述べた「遺憾」及び一について述べた「遺憾」は、共に、抗議をする趣旨から、我が国として当時の韓国当局が我が国国内において公権力を行使したことは極めて残念であり、これを看過することはできないとの考えを示したものであり、政府として問題があるとは考えていない。

四及び五について

我が国は、韓国政府に対し抗議をする趣旨から遺憾の意を伝達したところ、韓国政府より、我が国の主権を侵害したことに對する陳謝の意が表明され、再発防止が確約されたことによつて韓国政府による我が国の主権侵害という国際法上の問題は処理されたものである。

平成十九年十月二十五日提出
質問 第一五一号

北方領土問題についてのロシア外相の認識に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

北方領土問題についてのロシア外相の認識に関する再質問主意書

前回質問主意書で、ロシアのラブロフ外相が二〇〇七年十月十三日、時事通信の書面インタビュー(以下、「インタビュー」という。)に、その中でラブロフ外相は、日口間の懸案事項である北方領土問題について、①日口関係が今よりも高い水準に達することが領土問題で合意に至るための客観的に必要な条件である②一九五六年の日ソ共同宣言は両国議会で批准された国際条約であるが、一九九三年の東京宣言は法的文書ではなく、双方が領土問題に関する立場を記した政治文

書である③ロシアは日本に對し、ロシアの法律あるいは新たな協定に基づき、北方領土での共同経済活動を行うよう呼びかけている④経済的に互恵的な提案があれば、他国の企業が北方領土に進出することを歓迎する旨の回答をしたことについて質問したが、「前回回答弁書」(内閣衆質一六八第一一七号)では質問に対する答弁がきちんとなされていないところ、再質問する。

一 前回質問主意書で、ラブロフ外相の「インタビュー」における①の回答に対する外務省の評価を問うたところ、「政府としては、日露間の最大の懸案である北方領土問題の解決に向け、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島(以下「北方四島」という。)の帰属の問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図ることを目指すとともに、幅広い分野における日露関係を進展させるとの方針を有している。」との答弁がなされているが、前回質問主意書では「インタビュー」における①の回答に対する政府の評価を聞いているのであり、政府の方針を尋ねているのではない。「インタビュー」における①の回答に対して政府がどのように評価しているか、再度質問する。

二 前回質問主意書で、ラブロフ外相の「インタビュー」における②の回答に対する外務省の評価を問うたところ、「日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言(昭和三十一年条約第二十号)は、法的拘束力を有する国際約束であり、両国によって批准された」との答弁がなされているが、前回質問主意書では、「インタビュー」における②の回答と同じ認識を政府が有しているのか否かを聞いていたところ、同じ認識を有しているまたは有していないのどちらかでの答弁を求める。

三 「前回回答弁書」では、「企業が北方四島において業務に従事することは、当該業務の具体的な内容、態様等が北方四島に對するロシア連邦の管轄権を前提とするものであれば、北方領土問題に関する我が国の立場とは相容れないものと認識している。」との答弁がなされているが、では現在北方四島において管轄権を行使し、北方四島を有効支配しているのはどの国か。外務省の認識如何。右質問する。

内閣衆質一六八第一五一号
平成十九年十一月二日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土問題についてのロシア外相の認識に関する再質問に対する答弁書

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土問題についてのロシア外相の認識に関する再質問に対する答弁書

一について

先の答弁書(平成十九年十月二十三日内閣衆質一六八第一一七号)の一についてで答えしたとおりである。なお、平成十九年十月二十三日に行われた日露外相会談において、高村外務大臣とラブロフ・ロシア連邦外務大臣は、日露関係をより高い次元に引き上げるための努力を行うとともに、領土問題の最終的解決に向け、これまでの諸合意及び諸文書に基づき、日露双方に受入れ可能な解決策を真剣に検討していくことを確認した。

二について

先の答弁書(平成十九年十月二十三日内閣衆質一六八第一一七号)の二についてで、お答えしたとおり、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言(昭和三十一年条約第二十号)は、法的拘束力を有する国際約束であり、両国によって批准された。

三について

先の答弁書(平成十九年五月十五日内閣衆質一六六第二〇九号)の二及び三についてで、お答えしたとおり、北方四島は、我が国固有の領土であるが、ロシア連邦は、法的根拠なくして北方四島を占拠しており、我が国は、現在、北方四島に対する管轄権の一部を事実上行使できない状況にある。

平成十九年十月二十五日提出
質問 第一五二号

ロシア人漁師による密入国に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

ロシア人漁師による密入国に関する再質問主意書

前回質問主意書では、二〇〇七年四月七日に起きた、ウニ採りのロシア人漁師が日口間で取り決められた中間線を越えて根室市に入り、根室市内の商店で買い物をし、ゴムボートで根室を離れる寸前に根室署の警官に身柄を取り押さえられるという事件(以下、「事件」という。)について触れたが、「日口間で取り決められた中間線とは、地理的に北海道と北方領土との中間地点を結んだライン(以下、「中間ライン」という。))のことである。右と「前回答弁書」(内閣衆質一六八第一一五

号)の内容を踏まえ、以下、再質問する。

一 「前回答弁書」では、一九六二年から二〇〇七年九月末までの我が国へのロシア連邦またはソ連邦国籍の外国人による出入国管理及び難民認定法違反(不法上陸)の検挙件数は三百三十七件であり、海上保安庁に現存する統計資料では、一九七七年から二〇〇七年九月末までの我が国へのロシア連邦国籍の外国人による同様の不法上陸の検挙件数は九件である旨答弁がされているが、右の検挙件数のうち、「中間ライン」を越えた不法入国に対するものは何件あるか明らかにされたい。

二 二〇〇六年八月に根室のカニかご漁船第三十一吉進丸が「中間ライン」を越えたとしてロシア国境警備艇に銃撃・拿捕され、一人の乗組員が殺されるという事件が起きたことを受け、「中間ライン」周辺の漁業の安全面に対する根室を始めとする地元住民の不安が高まっていると史料するが、政府の認識如何。

三 「前回答弁書」では、「事件」に関し、不法入国したロシア人漁師を不起訴処分とし、「事件」についてロシア政府に対して抗議する等の対応はとっていない旨の答弁がなされているが、二の根室市を始めとする地元住民の不安等地元状況を鑑みる時、せめて日本政府としてロシア政府に対して右の地元住民及び日本国民の気持ちを説明し、「事件」について厳重な抗議をするべきであったと史料するが、政府の認識如何。

四 「事件」のようなロシア側からの我が国への不法入国を防ぎ、「中間ライン」周辺の漁業の安全を確保するため、外務省はロシア側とどのような交渉を行い、どのような働きかけを行っているか説明されたい。

五 「第三十一吉進丸事件」のような悲劇が起きた

翌年に「事件」のようなロシア人による不法入国が起きるのは、四という外務省の働きかけが十分でないからではないのか。
右質問する。

内閣衆質一六八第一五二号
平成十九年十一月二日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア人漁師による密入国に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア人漁師による密入国に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア人漁師による密入国に関する質問に対する答弁書(平成十九年十月二十三日内閣衆質一六八第一一五号)六及び七について述べてきた警察庁及び海上保安庁に現存する統計資料による出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)違反(不法上陸)の検挙件数のうち、御指摘の「中間ライン」を通過したものの数は、把握していない。

二から五までについて

御指摘の日本漁船「第三十一吉進丸」に対する銃撃・逮捕事件は、根室市を始め、我が国において衝撃をもって受け止められたと認識しており、日本人一名の生命が失われるという極めて由々しき事態であったと考えている。同事件以後、外務省として、ロシア側に対して様々な機会をとらえて類似の事件の再発防止を求める等の対応をとってきている。他方、お尋ねの平成

十九年四月七日に北海道納沙布岬付近において発生したロシア連邦国民による出入国管理及び難民認定法違反事案については、「第三十一吉進丸」に対する銃撃・逮捕事件とは性格を異にするものであり、外務省として、かかる事案についてロシア連邦政府に対して抗議する等の対応は取っていない。

平成十九年十月二十五日提出
質問 第一五三号

自衛官の介護職研修に関する質問主意書

提出者 三井 辨雄

自衛官の介護職研修に関する質問主意書
現在、介護職の現場は深刻な人手不足に悩んでいる。過酷な労働条件と低い賃金の原因となり、全労働者と比較しても非常に高い離職率の実態がある。そのような中で、自衛官の介護職研修、ホームヘルパー講座が開催されていることは、今後の介護職人材を広く求める中でも必要なことである。

しかし、自衛官の現役在任中に、せっかく研修を受けても、実質的な就労には結びついていないのが実情であり、講習費用の費用対効果に疑問を呈せざるをえない。

従って、次の事項について質問する。

一 自衛官の現役在任中にヘルパー講習を行なうことの理由をお示し願いたい。

また、自衛官が介護職に転職する意義について、政府の見解をお示し願いたい。

二 ヘルパー講習を行なうにあたり、どのような手続きのもとで研修機関を選定しているのかご説明いただきたい。

三 ヘルパー講習は職務時間内に行なわれている

と聞くが、その受講費用はどのように賄われているのかご説明いただきたい。

また、受講費用の国費負担は、現在までの程度の額になるのか。講習参加には、送迎車両、弁当まで用意していると聞くが開催地毎に整理してお示し願いたい。

四 これまでのヘルパー講習への参加人員と実質就労者はどのくらいになるか。ヘルパー就労の追跡調査を行なっているのであれば、その結果をお示しいただきたい。

また、追跡調査を行なっていないのであれば、なぜ行わないのか。費用対効果を適正なものにするために必要なことと考えるので、政府の見解をお示し願いたい。

内閣衆質一六八第一五三号

平成十九年十一月二日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員三井辨雄君提出自衛官の介護職研修に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員三井辨雄君提出自衛官の介護職研修に関する質問に対する答弁書

御指摘の「ヘルパー講習」については、退職予定の自衛官に対する就職支援策として行われる各種技能訓練等の一つであり、一般の公務員よりも若年で退職する自衛官が円滑な再就職をすることができるように行われている。

また、退職自衛官が円滑な再就職をすることは、自衛官が将来への不安を解消し、士気を高める。

め、在職中に安心して職務に精励できることにつながるかと考えている。

二について

お尋ねの「手続き」の意味が必ずしも明らかではないが、「研修機関」については、法令の定める会計手続に従って選定されている。

三について
お尋ねの「受講費用」については、国費により負担されているが、「国費負担」の額については、現在調査中であり、現時点でお答えすることは困難である。

四について
お尋ねの点については、現在調査中であり、現時点でお答えすることは困難である。

平成十九年十月二十五日提出
質問 第一五四号

舩添厚生労働大臣発言に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

舩添厚生労働大臣発言に関する質問主意書

舩添厚生労働大臣は、平成十九年十月十五日の参議院予算委員会において、民主党の櫻井議員に対して、「いろんな田舎の町なんか置いてある紙台帳というの付き合わせをやっていく、そういうことを全部やって、ですから、二十二年に新しい年金機構ができるときには、それと同時にデータの完璧性を期したいと思っています」と答弁された。

また平成十九年十月二十四日の衆議院厚生労働委員会において、長妻議員の「あと二年二ヶ月ですべての紙台帳を照合して、コンピュータデータで正しくする、こういうことでよろしいんですね。公約ととらえていいんですね」との質問に、

舩添大臣は、「それは、私の決意でございますから、全力を挙げて、その私の決意が実現できるように努力致します」と答弁された。

一 年金の納付記録が記された、社会保険庁や自治体などにあるすべての紙記録を、コンピュータと照合して、入力ミスや入力漏れをすべて訂正する作業は平成二十二年一月の日本年金機構設立までに完了すると理解してよろしいか。

二 そうでないのなら、舩添大臣の発言は間違いないのか。

三 また、そのためには、どれだけの人、モノ、金が必要なのか。試算を詳細にお示し願いたい。

四 三が回答できないのであれば、いつまでに回答できるのか。期限をお示し願いたい。

五 現在、すべての紙記録は何枚あるのか。

質問番号を束ねて粗く不誠実な回答をするのではなく、質問番号ごとに誠実に回答を頂くことをお願いする。

右質問する。

内閣衆質一六八第一五四号

平成十九年十一月二日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員長妻昭君提出舩添厚生労働大臣発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出舩添厚生労働大臣発言に関する質問に対する答弁書

一及び二について
御指摘の厚生労働大臣の答弁は、平成十九年七月五日に年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会が取りまとめた「年金記録に対する信

頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」を踏まえ、社会保険庁がマイクログフィルム化して保管する厚生年金の被保険者名簿等の記録（以下「マイクログフィルム記録」という。）及び市町村が保有する国民年金被保険者名簿等の記録と、社会保険オンラインシステムにおいて管理する記録（以下「オンライン記録」という。）の突合せ（以下「記録の突合せ」という。）をできるだけ早く行うという決意を表明したものである。

三及び四について

社会保険庁としては、記録の突合せの実施方法の検討等を行う中で、本年度末までにマイクログフィルム記録の一部についてオンライン記録との突合せ（以下「サンプル調査」という。）を行い、その結果を踏まえ記録の突合せの具体的な実施方法を決定することとしており、現時点では、お尋ねの「人、モノ、金」についてお答えすることは困難であり、また、具体的な実施方法等の決定にどの程度の時間を要するかは、サンプル調査の結果にもよるため、お尋ねの回答期限についてもお示しすることは困難である。

五について
現在、国民年金の被保険者台帳等については、磁気化若しくはマイクログフィルム化し、又は紙台帳として、社会保険事務所、社会保険業務センター及び市町村において保管されている。これらのうち、紙台帳として社会保険業務センターに保管されているものに係る被保険者記録の件数については、現在、確認中であるが、それ以外の延べ件数は、約八億五千万件である。

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十九年四月二十七日

参議院議長 扇 千景

衆議院議長 河野 洋平殿

(小字は修正)

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律

(社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正)

第一条 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十五条」を「第四十四条の二」に改める。

第二条第一項中「指導」の下に、「福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者(第四十七条において「福祉サービス関係者等」という。)との連絡及び調整」を、「第七条」の下に「及び第四十七条の二を加え、同条第二項中「入浴、排せつ、食事その他の」を「心身の状況に応じた」に改める。

第七条第二号中「厚生労働大臣の指定した職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の六第一項各号に掲げる施設若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校(以下「職業能力開発校等」という。))を削り、同条第三号中「厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等」を削る。

第三十九条第一号から第三号までの規定中「厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等」

を削り、同条第五号を削る。

第四章中第四十五条の前に次の一条を加える。

(誠実義務)

第四十四条の二 社会福祉士及び介護福祉士は、その担当する者が個人の尊厳を保持し、その有する能力及び適性に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立つて、誠実にその業務を行わなければならない。

第四十七条を次のように改める。

(連携)

第四十七条 社会福祉士は、その業務を行うに当たつては、その担当する者に、福祉サービス及びこれに関連する保健医療サービスその他のサービス(次項において「福祉サービス等」という。))が総合的かつ適切に提供されるよう、地域に即した創意と工夫を行いつつ、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない。

2 介護福祉士は、その業務を行うに当たつては、その担当する者に、認知症(介護保険法

(平成九年法律第百二十三号)第八条第十六項に規定する認知症をいう。)であること等の心身の状況その他の状況に応じて、福祉サービス等が総合的かつ適切に提供されるよう、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない。

第四十七条の次に次の一条を加える。

(資質向上の責務)

第四十七条の二 社会福祉士又は介護福祉士は、社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、相談援助又は介護等に関する知識及び技能の向

上に努めなければならない。

第二条 社会福祉士及び介護福祉士法の一部を次のように改正する。

第七条第一号及び第二号中「厚生労働大臣の指定する」を「文部科学省令・厚生労働省令で定める」に改め、同条第十一号中「昭和二十六年法律第四十五号」を削り、「五年以上ある者」を「四年以上となつた後、社会福祉士短期養成施設等において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者」に改め、同条第十二号とし、同条第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十九条第一項第二号に規定する養成機関の課程を修了した者であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

第三十八条を次のように改める。

(政令及び厚生労働省令への委任)

第三十八条 この章に定めるもののほか、社会福祉士短期養成施設等及び社会福祉士一般養成施設等の指定に関し必要な事項は政令で、社会福祉士試験、指定試験機関、社会福祉士の登録、指定登録機関その他この章の規定の施行に関し必要な事項は厚生労働省令で定める。

第三十九条第二号中「厚生労働大臣の指定する」を「文部科学省令・厚生労働省令で定める」に改める。

第四十条第二項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一

号を加える。

一 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したもののにおいて三年以上(専攻科において二年以上)必要な知識及び技能を修得する場合にあつては、二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者

第四十四条を次のように改める。

(政令及び厚生労働省令への委任)

第四十四条 この章に規定するもののほか、第三十九条第一号から第三号までに規定する学校及び養成施設の指定並びに第四十条第二項第一号に規定する高等学校及び中等教育学校の指定に関し必要な事項は政令で、介護福祉士試験、指定試験機関、介護福祉士の登録、指定登録機関その他この章の規定の施行に関し必要な事項は厚生労働省令で定める。

附則第二条を次のように改める。

(介護福祉士試験の受験資格の特例)

第二条 第四十条第二項の規定にかかわらず、平成二十六年三月三十一日までに学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において三年以上(専攻科において二年以上)必要な基礎的な知識及び技能を修得する場合にあつては、二年以上介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者であつて、九月以上介護等の業務に従事したものは、介護福祉士試験を受けることができる。

2 前項に規定する高等学校及び中等教育学校の指定に関し必要な事項は、政令で定める。附則第三条及び第四条を削る。

第三条 社会福祉士及び介護福祉士法の一部を次のように改正する。

第三十九条を次のように改める。

(介護福祉士の資格)

第三十九条 介護福祉士試験に合格した者は、介護福祉士となる資格を有する。

第四十条第二項第三号中「前号」を「前各号」に、「能力」を「知識及び技能」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号中「従事した者」の下に「であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの」を加え、同号を同項第五号とし、同項第一号を同項第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一 学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者(この号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したものの

三 学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者(この号の厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)であつて、厚生労働省令で定める学校又は養成所を卒業した後、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

第四十条中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号及び第五号」に、「第四十条第二項第一号」を「同項第四号」に改める。

附則第二条を附則第十五条とし、附則第一条の次に次の十三条を加える。

(准介護福祉士)

第二条 第四十条第二項第一号から第三号までのいづれかに該当する者であつて、介護福祉士でないものは、当分の間、准介護福祉士(附則第四条第一項の登録を受け、准介護福祉士の名称を用いて、介護福祉士の技術的援助及び助言を受けて、専門的知識及び技術をもつて、介護等を業とする者をいう。以下同じ。)となる資格を有する。

(欠格事由)

第三条 次の各号のいづれかに該当する者は、准介護福祉士となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 三 この法律の規定その他社会福祉に関する

法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 第四十二条第二項において準用する第三十二条第一項第二号又は第二項の規定により介護福祉士の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

(登録)

第四条 准介護福祉士となる資格を有する者が准介護福祉士となるには、准介護福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

2 准介護福祉士が第四十二条第一項の規定による介護福祉士の登録を受けたときは、准介護福祉士の登録は、その効力を失う。

3 第二十九条から第三十四条までの規定は、准介護福祉士の登録について準用する。この場合において、第二十九条中「社会福祉士登録簿」とあるのは「准介護福祉士登録簿」と、第三十条中「第二十八条」とあるのは「附則第四条第一項」と、「社会福祉士登録証」とあるのは「准介護福祉士登録証」と、第三十一条及び第三十二条第一項中「社会福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、同項第一号中「第三条各号(第四号を除く。）」とあるのは「附則第三条各号(第四号及び第五号を除く。）」と、同条第二項中「社会福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、「第四十五条及び第四十六条」とあるのは「附則第八条において準用する第四十

五条及び第四十六条」と読み替えるものとする。

(指定登録機関の指定等)

第五条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に准介護福祉士の登録の実施に関する事務(以下「登録事務」という。)を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

3 第十条第三項及び第四項、第十一条から第十三条まで、第十六条から第二十三条まで、第二十五条から第二十七条まで並びに第三十六条の規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定中「試験事務」とあるのは「登録事務」と、「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第十条第三項中「前項」とあり、及び同条第四項各号列記以外の部分中「第二項」とあるのは「附則第五条第二項」と、同項第二号中「その行う」とあるのは「その行う職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第四条第一項に規定する職業紹介の事業(その取り扱う職種が介護等を含むものに限る。）」その他の」と、第十六条第一項中「職員(試験委員を含む。次項において同じ。）」とあるのは「職員」と、第二十二

条第二項第二号中「第十一条第二項(第十四条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第十一条第二項」と、同項第三号中「第十四条第一項から第三項まで又は前条」とあるのは「又は前条」と、第二十三条第一項及び第二十七条第一号中「第十条第一項」とあるのは「附則第五条第一項」と、第三十六条第

二項中「社会福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と読み替えるものとする。

(厚生労働省令への委任)

第六条 前二条に規定するもののほか、准介護福祉士の登録、指定登録機関その他前二条の規定の施行に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(名称の使用制限)

第七条 准介護福祉士でない者は、准介護福祉士という名称を使用してはならない。

(準用)

第八条 第四十四条の二から第四十六条まで、第四十七条第二項及び第四十七条の二の規定は、准介護福祉士について準用する。この場合において、第四十四条の二中「社会福祉士及び介護福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、第四十五条及び第四十六条中「社会福祉士又は介護福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、第四十七条第二項中「介護福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、第四十七条の二中「社会福祉士又は介護福祉士」とあるのは「准介護福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、「適応するため」とあるのは「適応し、並びに介護福祉士となるため」と、「相談援助又は介護等」とあるのは「介護等」と読み替えるものとする。

(罰則)

第九条 前条において準用する第四十六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第十条 附則第五条第三項において準用する第十六条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十一条 附則第五条第三項において準用する

第二十二條第二項の規定による登録事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 附則第四条第三項において準用する第三十二條第二項の規定により准介護福祉士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、准介護福祉士の名称を使用したもの

二 附則第七条の規定に違反した者

第十三条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 附則第五条第三項において準用する第七條の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 附則第五条第三項において準用する第九條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 附則第五条第三項において準用する第二十一條第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 附則第五条第三項において準用する第二十一條の許可を受けずに登録事務の全部を廃止したとき。

(第三條第四号の規定の適用關係)

第十四条 第三條第四号の規定の適用については、当分の間、同号中「第四十二條第二項」と

あるのは、「第四十二條第二項及び附則第四條第三項とする。

(身体障害者福祉法の一部改正)

第四条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十二條中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 社会福祉士

(社会福祉法の一部改正)

第五条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 社会福祉士

(知的障害者福祉法の一部改正)

第六条 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十四條中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 社会福祉士

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第四条から第六条までの規定並びに附則第八條○の規定 公布の日

二 次条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条の規定及び附則第三条から第五条までの規定 平成二十一年四月一日

(準備行為)

第二条 第二条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第四十條第二項第一号及び附則第二條第一項の規定による高等学校及び中等教育学校の指定並びにこれに關し必要な手続その他の行為は、前条第三号に掲げる規定の施行前においても、第二条の規定による改正後の同法第四十條第二項第一号及び附則第二條第一項の規定の例により行うことができる。

2 第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法(以下「新法」という。)第四十條第二項第一号から第三号まで及び第五号の規定による学校及び養成施設の指定並びにこれに關し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、同項第一号から第三号まで及び第五号の規定の例により行うことができる。

(社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、第二条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第七條の規定にかかわらず、社会福祉士試験を受けることができる。

一 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七條第一号、第二号、第四号、第五号、第七号又は第八号のいずれかの要件に該当する者

二 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。以下この号及び次号において同じ。)に在学し、同日以後に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七條第一号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に

準ずるものとして厚生労働省令で定める者
(同日以後に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において同号に規定する指定科目(以下この項において「旧指定科目」という。)を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。)

三 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に学校教育法に基づく大学に在学し、同日以後に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七号に規定する要件に該当することとなった者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者(同日以後に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において同号に規定する基礎科目(以下この項において「旧基礎科目」という。)を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。)

四 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に学校教育法に基づく短期大学(修業年限が三年であるものに限る。以下この号及び次号において同じ。)に在学し、同日以後に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七号に規定する要件に該当することとなった者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者(同日以後に学校教育法に基づく短期大学に入学し、当該短期大学において旧指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。)

五 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に学校教育法に基づく短期大学に在学し、同日以後に第二条の規定による改正前の社会

福祉士及び介護福祉士法第七号に規定する要件に該当することとなった者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者(同日以後に学校教育法に基づく短期大学に入学し、当該短期大学において旧基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。)

六 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に学校教育法に基づく短期大学に在学し、同日以後に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七号に規定する要件に該当することとなった者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者(同日以後に学校教育法に基づく短期大学に入学し、当該短期大学において旧指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。)

七 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に学校教育法に基づく短期大学に在学し、同日以後に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七号に規定する要件に該当することとなった者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者(同日以後に学校教育法に基づく短期大学に入学し、当該短期大学において旧基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。)

八 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に学校教育法に基づく短期大学に在学し、同日以後に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七号に規定する要件に該当することとなった者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。

けることができる。

一 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七号に規定する要件に該当する者

二 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から同条第一号に掲げる日から起算して五年を経過する日までに第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七号第一号に規定する要件に該当することとなった者

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、第二条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条の規定にかかわらず、介護福祉士となる資格を有する。

一 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条第二号に規定する要件に該当する者

二 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に学校教育法に基づく大学に在学し、同日以後に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条第二号に規定する要件に該当することとなった者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者(同日以後に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において同号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。)

第五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第二号に規定する要件に該当する者は、第二条の規定による

改正後の同法第四十条第二項の規定にかかわらず、介護福祉士試験を受けることができる。

第六条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条各号のいずれかの要件に該当する者は、新法第三十九条の規定にかかわらず、介護福祉士となる資格を有する。

第七条 この法律の施行の際現に准介護福祉士という名称を使用している者については、新法附則第七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(政令への委任)
第八条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)
第九条 政府は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に関する日本国政府とフィリピン共和国政府の間の協議の状況を勘案し、この法律の公布後五年を目途として、准介護福祉士の制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)
第十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第三十二号(内中)「介護福祉士の登録」の下に「若しくは同法附則第四条第一項(登録)の准介護福祉士の登録」を加え、同号(内中)「介護福祉士」の下に「又は准介護福祉士」を加える。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第十一条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

附則中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 第四条第一項第八十五号の規定の適用については、当分の間、同号中「及び介護福祉士」とあるのは、「並びに介護福祉士及び准介護福祉士」とする。

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案(第百六十六回国会内閣提出 第八七号、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、近年の福祉ニーズの多様化・高度化を踏まえ、社会福祉士及び介護福祉士の資質の確保及び向上等を図るため、これらの定義・義務や資格の取得方法の見直し等を行うとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 社会福祉士及び介護福祉士の定義規定を見直し、社会福祉士の業務として福祉サービス関係者等との連絡及び調整を行うことを明確にするとともに、介護福祉士の業務を「入浴、排せつ、食事その他の介護」から「心身の状況に応じた介護」に改めること。

2 社会福祉士及び介護福祉士がその業務を行うに当たつての義務に係る規定を見直し、福祉サービス関係者等との連携等について新たに規定すること。

3 介護福祉士の資格取得について、一定の教育プロセスを経た後に国家試験を受験する方法に一元化すること。なお、新たに国家試験を受験することとなる養成施設の卒業者については、当分の間、准介護福祉士の名称を用

いることができること。

4 社会福祉士の資格取得について、福祉現場における高い実践力を有する人材を養成するための所要の見直しを行うとともに、身体障害者福祉司等の任用の資格に社会福祉士を追加すること。

5 この法律は、一部を除き、平成二十四年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

近年の福祉ニーズの多様化・高度化を踏まえ、社会福祉士及び介護福祉士の資質の確保及び向上等を図るため、これらの定義・義務や資格の取得方法の見直し等を行うことは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十九年十一月二日
厚生労働委員長 茂木 敏充
衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 介護福祉士の資質の向上を図るため、教育カリキュラム等の見直しに当たっては、養成施設ルート、福祉系高校ルート及び実務経験ルート

のそれぞれにおいて、同等の水準の知識及び技能が担保されるよう措置すること。

二 社会福祉士及び介護福祉士の社会的評価に見合う処遇の確保を図るため、介護報酬の見直し

など介護保険事業の充実等に努めるとともに、国籍などを理由として介護福祉士の賃金、労働条件などに差別的取扱いが生じないように、監督・指導を行うこと。

三 福祉・介護労働の魅力を高めるため、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」に基づく施策として、社会福祉士及び介護福祉士の雇用管理や労働条件の改善の促進、生涯を通じた能力開発及びキャリアアップの支援、潜在マンパワーの就業促進等の実効性ある福祉・介護労働力確保対策を総合的に推進すること。

四 介護職員の任用については、介護福祉士を基本とすることを念頭に置きつつ、介護福祉士への円滑な移行を促進するため、その施策の在り方を十分検討すること。

五 社会福祉士の任用・活用の拡大については、今回の改正事項の実効性を高めるため、都道府県及び市区町村の福祉に関する事務所職員への社会福祉士の登用の促進策の在り方について十分検討すること。また、社会福祉施設の長、生活指導員等についても、社会福祉士の任用を促進するよう周知徹底を図ること。

六 実務経験ルートに新たに課される六月以上の養成課程について、働きながら学ぶ者の負担軽減に配慮し、通信課程を認めるほか、教育訓練給付の対象となるように基準の設定を行うこと。

七 厚生労働省令において介護福祉士の資格取得ルートを規定するに当たっては、法律上の資格取得ルートとの間で、教育内容及び実務経験の水準の均衡に配慮すること。また、今後、介護サービスの担い手の養成に係る新たな仕組みを

設けるに当たっては、現在の資格制度との関係について十分検討を行い、現場が混乱に陥ることのないようにすること。

八 社会的援助を必要とする者が増加していることにかんがみ、重度の認知症や障害を持つ者等への対応、サービス管理等の分野において、より専門的対応ができる人材を育成するため、専門社会福祉士及び専門介護福祉士の仕組みについて、早急に検討を行うこと。また、介護福祉士をはじめ、関連分野専門職が社会福祉士となるための必要な履修認定等について検討すること。

九 社会福祉士及び介護福祉士の国家試験の在り方について、専門家による検討の場を設け、必要な知識及び技能を総合的に評価できるような内容となつていくかどうかについて検証を行うこと。

十 社会福祉士の資質の向上を図るため、教育カリキュラム等の見直しに当たっては、効果的な実習が行われるよう実習指導体制の充実に十分配慮すること。

十一 司法・教育・労働・保健医療等の分野における社会福祉的課題の重要性にかんがみ、これらの分野への社会福祉士の職域拡大に努めること。

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十九年十月十六日

内閣総理大臣 福田 康夫

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

第一条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第三十一条に次の二項を加える。

2 前項の違反行為が、団体(共同の目的を有する多数人の継続的結合体であつて、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織(指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従つて構成員が一体として行動する人の結合体をいう。以下この項及び第三十一条の第三項において同じ。)により反復して行われるものをいう。以下この条において同じ。)の活動(団体の意思決定に基づく行為であつて、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。第三十一条の第三項において同じ。)として、当該違反行為を実行するための組織により行われたときは、当該違反行為をした者は、無期若しくは五年以上の有期懲役又は無期若しくは五年以上の有期懲役及び三千万円以下の罰金に処する。

3 団体に不正権益(団体の威力に基づく一定の地域又は分野における支配力であつて、当該団体の構成員による犯罪その他の不正な行為により当該団体又はその構成員が継続的に利益を得ることを容易にすべきものをいう。以下この項において同じ。)を得させ、又は団体の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で、第一項の違反行為をした者も、前項と同様とする。

第三十一条の二第二項中「一千万円」を「三千万円」に改める。

第三十一条の三第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該けん銃等の数が二以上であるときは、一年以上十五年以下の懲役に処する。

第三十一条の三に次の二項を加える。

3 次の各号に掲げる規定の違反行為が、団体の活動として、当該違反行為を実行するための組織により行われたときは、当該違反行為をした者は、当該各号に定める刑に処する。

一 第一項前段 一年以上十五年以下の懲役又は一年以上十五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金

二 第二項後段 一年以上の有期懲役又は一年以上の有期懲役及び七百万円以下の罰金

三 前項 五年以上の有期懲役又は五年以上の有期懲役及び三千万円以下の罰金

4 第三十一条第三項に規定する目的で、前項各号に掲げる規定の違反行為をした者も、同項と同様とする。

第三十一条の四第二項中「五百万円」を「一千万円」に改める。

第三十一条の七第二項中「二百万円」を「三百万円」に改め、同条第二項中「三百万円」を「五百万円」に改める。

第三十一条の八中「百万円」を「二百万円」に改める。

第三十一条の九第一項中「百万円」を「二百万円」に改め、同条第二項中「二百万円」を「三百万円」に改める。

第三十一条の十一第一項に次の一号を加える。

四 第十条第二項(第二十一条において準用する場合を含む。)の規定に違反してけん銃等又は猟銃を発射した者

第三十一条の十五中「懲役」の下に「又は三年以下の懲役及び百万円以下の罰金」を加える。

第三十一条の十六第一項第一号中「第四号」の下に「及び第五号」を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第十条第二項(第二十一条において準用する場合を含む。)の規定に違反して銃砲を発射した者

第三十一条の十八第二号中「又は第二項を削り、同条に次の一号を加える。

三 第三十二条の規定に違反した者

第三十二条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第三十七條第一項中「第三項」の下に「(同条第二項に係る部分に限る。)」を加え、「第三十一条の十一から第三十一条の十三まで、第三十一条の十六を「第三十一条の十一第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第四号まで若しくは第六号若しくは第二項」に、「第三十二条第一号から第四号まで、第六号若しくは第七号を「第三十二条に改め、同条第二項中「第三十一条の三」を「次の各号に掲げる規定」に、「二百万円以下の」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第三十一条第一項、第三十一条の二第一項若しくは第三項(同条第一項に係る部分に限る。又は第三十一条の三第二項 一千万円以下の罰金刑

二 第三十一条の三第三項(同条第一項に係る部分に限る。又は第三十一条の三第二項 一千万円以下の罰金刑

三 第三十一条の三第三項(同条第一項に係る部分に限る。又は第三十一条の三第二項 一千万円以下の罰金刑

四 第三十一条の三第三項(同条第一項に係る部分に限る。又は第三十一条の三第二項 一千万円以下の罰金刑

五 第三十一条の三第三項(同条第一項に係る部分に限る。又は第三十一条の三第二項 一千万円以下の罰金刑

二 第三十一条の三第三項(同条第一項に係る部分に限る。又は第三十一条の三第二項 一千万円以下の罰金刑

三 第三十一条の三第三項(同条第一項に係る部分に限る。又は第三十一条の三第二項 一千万円以下の罰金刑

四 第三十一条の三第三項(同条第一項に係る部分に限る。又は第三十一条の三第二項 一千万円以下の罰金刑

五 第三十一条の三第三項(同条第一項に係る部分に限る。又は第三十一条の三第二項 一千万円以下の罰金刑

六 第三十一条の三第三項(同条第一項に係る部分に限る。又は第三十一条の三第二項 一千万円以下の罰金刑

七 第三十一条の三第三項(同条第一項に係る部分に限る。又は第三十一条の三第二項 一千万円以下の罰金刑

八 第三十一条の三第三項(同条第一項に係る部分に限る。又は第三十一条の三第二項 一千万円以下の罰金刑

九 第三十一条の三第三項(同条第一項に係る部分に限る。又は第三十一条の三第二項 一千万円以下の罰金刑

十 第三十一条の三第三項(同条第一項に係る部分に限る。又は第三十一条の三第二項 一千万円以下の罰金刑

十一 第三十一条の三第三項(同条第一項に係る部分に限る。又は第三十一条の三第二項 一千万円以下の罰金刑

十二 第三十一条の三第三項(同条第一項に係る部分に限る。又は第三十一条の三第二項 一千万円以下の罰金刑

十三 第三十一条の三第三項(同条第一項に係る部分に限る。又は第三十一条の三第二項 一千万円以下の罰金刑

十四 第三十一条の三第三項(同条第一項に係る部分に限る。又は第三十一条の三第二項 一千万円以下の罰金刑

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の適用に関する経過措置)

第二条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日がこの法律の施行の日後である場合におけるこの法律の施行の日から犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)別表第二十九号の規定の適用については、同号中「若しくは第三十一条の二第一号(銃砲以外の武器の無許可製造)」とあるのは、「第三十一条の二(銃砲弾の無許可製造若しくは第三十一条の三第一号銃砲及び銃砲弾以外の武器の無許可製造)」とする。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第三条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第二十七号中「第三十一条の二第一号(銃砲以外の武器の無許可製造)」を「第三十一条の三第一号(銃砲及び銃砲弾以外の武器の無許可製造)」に改める。

(犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部改正)

第四条 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成十一年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第五号中「又は第三十一条の二第一号(銃砲以外の武器の無許可製造)」を、「第三十一条の二(銃砲弾の無許可製造)又は第三十一条の三第一号(銃砲及び銃砲弾以外の武器の無許可製造)」に改める。

理 由

最近におけるけん銃使用犯罪の実情等にかんがみ、けん銃等の発射、輸入、所持、譲渡し及び譲受け、銃砲の製造等に関する罰則を強化する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近におけるけん銃使用犯罪の実情等にかんがみ、けん銃等の発射、輸入、所持、譲渡し及び譲受け、銃砲の製造等に関する罰則を強化しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正

(一) 組織的なけん銃等の発射又は所持の加重処罰

けん銃等の発射又は所持に係る違反行為が、団体の行動として、当該違反行為を実行するための組織により行われたとき、又は団体に不正権益を得させ、若しくは団体

の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で行われたときは、当該違反行為をした者を加重処罰することとする。

(二) 複数のけん銃等の所持の加重処罰
けん銃等を不法に所持した場合において、当該けん銃等の数が二以上であるときは、当該不法所持をした者を加重処罰することとする。

(三) けん銃等又はけん銃実包の輸入等に関する罰則の強化
けん銃等又はけん銃実包の営利目的による輸入等に関する罰則を強化すること。

(四) 許可銃砲の発射及び刃物の携帯に関する罰則の強化
(1) 許可を受けた銃砲の発射制限違反に対する罰則を強化すること。
(2) 刃物の携帯禁止違反に関する罰則を強化すること。

(五) その他の規定の整備
その他罰則に関する所要の規定を整備すること。

2 武器等製造法の一部改正
(一) 銃砲又は銃砲弾の無許可製造に関する罰則の強化
銃砲の営利目的による無許可製造に関する罰則及び銃砲弾の無許可製造に関する罰則を強化すること。

(二) その他の規定の整備
その他罰則に関する所要の規定を整備すること。

3 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行すること。
(二) この法律の施行に関し必要な経過措置を

定めるとともに、関係法律について所要の整備をすること。

二 議案の可決理由

本案は、最近におけるけん銃使用犯罪の実情等にかんがみ、けん銃等の発射、輸入、所持、譲渡し及び譲受け、銃砲の製造等に関する罰則を強化しようとするものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成十九年十一月二日

内閣委員長 中野 清
衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 本法における「団体」に係る規定の適用に関し、適切な運用を行うとともに、正当な目的を有する団体の正当な活動を阻害することがないよう十分留意すること。

二 平穩な国民生活の脅威となる銃の不法所持等の銃器犯罪を適正に取り締まるとともに、銃器の国内での密造や海外からの密輸入阻止のため、関係機関の連携を強化し、水際対策の一層の徹底を図るなど、総合的な銃器対策をさらに進めること。

三 本法の施行状況を見つつ、罰則の効果等を検証し、必要な場合には見直しを含めた検討を行うこと。

発行所 千一〇五―八四四五
二番四号 東京都港区虎ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局
電 話 03 (3587) 4294
定 価 本号一部 一五円
一〇円